

平成 23 年度
市町村障害福祉主管課長等会議資料

【平成24年 2月20日開催：障害保健福祉関係主管課長会議資料】

（社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／地域移行・障害児支援室）

沖縄県福祉保健部
障害保健福祉課

目 次

〈本体資料〉

1	東日本大震災からの復旧・復興等について	1
2	障害者自立支援法等の一部改正における高額障害福祉サービス等の給付費等について	4
3	新体系サービスへの移行等について	6
4	平成24年度障害福祉サービス等報酬改定について	9
5	介護職員等によるたんの吸引等の実施について	11
6	訪問系サービスについて	13
7	障害者の就労支援の推進等について	19
8	障害福祉関係施設の整備等について	24
9	障害者自立支援対策臨時特例基金の活用について	27
10	規制改革について	28
11	障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について	31
12	障害者自立支援法等の一部改正における相談支援の充実等について	36
13	障害者自立支援法等の一部改正における障害児支援の強化について	50
14	障害者虐待防止対策について	55

1 5	身体・知的障害者相談員への委託による相談援助の市町村への権限 移譲について	56
1 6	障害者の地域生活への移行について	57
1 7	発達障害者への支援について	62
1 8	重症心身障害児者の地域生活モデル事業について	67

〈本体資料〉

1 東日本大震災からの復旧・復興等について

被災地の災害応急対策や災害復旧については、これまで補正予算等において所要の経費を計上したところであり、今後とも、被災自治体における障害福祉サービスの再構築に向けての取り組みを最大限支援していく所存である。

各都道府県におかれても、引き続き被災地に対する支援についてご配慮願いたい。

(1) 自治体負担分に対する財政支援の延長等について

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者負担の免除措置の取扱いについては、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴う障害保健福祉関係法律の規定の特例等について」（平成23年5月2日付障発0502第1号社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、利用者負担の免除措置の期間を、平成23年3月11日から平成24年2月29日までとし、自治体が実施した免除措置に対して国が財政支援することとしていたが、今般、財政支援する期間を以下のとおり延長することとしたので、貴管内市区町村及び関係団体に周知いただくとともに内容をご了知の上、適切な取扱いがなされるようご配慮願いたい。

①利用者負担の免除措置に対する財政支援の期間延長について

(ア) 東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等（※1）の全ての住民（※2）

・平成25年2月28日（サービス提供分）まで延長すること。

(イ) 東日本大震災による被災区域（警戒区域等以外）の住民

・平成24年9月30日（サービス提供分）まで延長すること。

・実施は、障害者自立支援対策臨時対策特例交付金による基金事業により対応が可能となるよう、メニュー事業として追加する予定であること。

（※1）警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）

（※2）震災発生後、他市町村へ転出した住民を含む。

②指定知的障害児施設・障害者支援施設等における食費及び光熱水費の免除措置について

指定知的障害児施設・障害者支援施設等における食費及び光熱水費の免除措置については、平成24年2月29日（サービス提供分）までとすること。

なお、関係告示については、平成24年2月中に公布する予定であること。

(2) 権利利益の満了日の延長について

東日本大震災により被災した障害者等の権利利益の保全等の取扱いについては、「東日本大震災の被害者の児童福祉法第24条の3第4項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令等について」（平成23年9月1日付障発0901第2号社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、障害者自立支援法に基づく介護給付費の支給決定及び児童福祉法に基づく障害児施設給付費の支給の有効期間を平成24年2月29日まで延長することとしていた（関連資料1（1・2頁））が、今般、平成24年8月31日まで再延長することとしたので貴管内市区町村及び関係団体に周知いただくとともに内容をご了知の上、適切な取扱いがなされるようご配慮願いたい。

なお、再延長に関する政令及び告示については、平成24年2月中に公布する予定であるのでご留意いただきたい。

(3) 被災地における障害福祉サービスの再開支援について

平成23年度第3次補正予算において、甚大な被害を受けた被災地の障害福祉サービス事業所が、復興期においても安定したサービス提供を行うことができるよう、被災県ごとに支援拠点を設置し、

- ・ 障害者就労支援事業所による流通経路の再建や販路確保・拡大等の支援
- ・ 障害者自立支援法、児童福祉法による新体系サービスへの移行支援
- ・ 発達障害児・者のニーズに応じたサービス提供等のための助言・指導
- ・ 居宅介護事業所等の事業再開に向けた整備の補助

などに取り組むための予算措置を講じたところ。（関連資料1（3～6頁））

被災県におかれては、引き続き、障害児・者のニーズに応じた地域における安定したサービス提供や居宅介護事業所等の本格的な事業再開に向けた取組を、市町村や事業所及び関係団体等と調整いただき進められたい。なお、仮設住宅に入居する障害者の支援については、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の地域支え合い体制づくり事業の「介護等のサポート拠点」が障害者も対象とすることができるものであるから、基金所管部局と連携し、活用を図られたい。

また、被災県の社会福祉施設等に介護職員等を派遣するため、各都道府県等に社会福祉施設等の職員派遣を昨年3月15日にお願いし、障害者施設等に134人、相談支援事業所に14人を派遣いただいたところであり、各都道府県の御協力に御礼申し上げます。

(4) 東日本大震災による被災地への支援について

被災地の障害者就労支援事業所等については、東日本大震災の影響により売上げの減少や生産活動が低下している事業所があり、これらの事業所に対しては、個別のニーズに応じた支援が必要なものと考えられることから、厚生労働省においては、特定非営利活動法人日本セルフセンターに委託をし、被災地の障害者就労支援事業所等を支援する活動を全国的に展開するとともに、被災3県における取組みの支援も行っているところである。

各都道府県におかれても、被災した事業所への仕事の発注やあっせん、展示即売会の開催等により、被災地支援となる取組みをお願いしたい。

(関連資料1 (5・6頁))

(5) 障害者施設等の災害復旧について

① 「原形復旧」が困難な施設等の移転改築協議について

沿岸部で津波等により被災した施設については、復旧を円滑に進めるため、「東日本大震災に係る厚生労働省所管補助施設の災害復旧事業における取扱いについて」(平成23年11月18日厚生労働省大臣官房会計課事務連絡)を発出し、建築規制地区や集団移転地区等である等の理由により、被災施設等が被災前と同じ位置・形状・材質で元に戻す「原形復旧」が困難な場合で設置者が移転改築を希望する際に、厚生労働省への協議を行うことによる個別対応を可能としたところである。

被災県におかれては、これらの協議を円滑に進めていただき、被災施設・事業所の再建が早期に達成されるよう、引き続きご協力をお願いしたい。

② 東日本大震災発生による障害者施設等への節電対策について

今夏における方針については、まだ経済産業省より示されていないが、今年度と同様かそれ以上の取組をしなければならない可能性がある。今後、障害が明らかになり次第連絡することとするが、都道府県、指定都市、中核市の担当者各位におかれては、管内市町村及び障害者施設等への周知をしていただくとともに、利用者の処遇に影響を与えない範囲において、節電の協力をお願いしたい。

2 障害者自立支援法等の一部改正における高額障害福祉サービス等の給付費等について

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）が、平成22年12月10日に公布されたところである。

利用者負担については、これまでの累次の対策において、その軽減を図り、平成22年4月からは低所得（市町村民税非課税）の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料としたところであり、実質的に負担能力に応じた負担となっているところであるが、整備法において、法律上も負担能力に応じた利用者負担とすることを明確化した（平成24年4月1日施行）。

また、これまでも世帯における負担の軽減等を図る観点から、同一の世帯に障害福祉サービスを利用する障害者等が複数いる場合や、障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等を併用する障害者等がいる場合などにおいて、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス費等を支給しているところであるが、更なる負担軽減を図る観点から、整備法において、高額障害福祉サービス費等の支給対象に補装具に係る利用者負担を加え、高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を支給することとしたところである（平成24年4月1日施行）。（関連資料2（7頁））

高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費は、同一の世帯に属する支給決定障害者等に係る以下の利用者負担の合計額が一定の額を超える場合に、当該超える部分に相当する額を支給（償還）するものである。

- ・ 障害福祉サービスに係る利用者負担
- ・ 補装具に係る利用者負担
- ・ 介護保険法に基づく居宅サービス等に係る利用者負担
- ・ 障害児通所支援に係る利用者負担
- ・ 障害児入所支援に係る利用者負担

高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費の算定基準額、支給（償還）額の計算方法、支給（償還）事務の取扱い等については、順次お示ししていくが、基本的な仕組みは以下のとおりである。

- ・ 高額障害福祉サービス等給付費等を支給する際の補装具に係る利用者負担は、支給決定月を基準として合算するものであること。
- ・ 自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療に係る利用者負担については、従来と同様、合算の対象外であること。
- ・ 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を併給する場合は、それぞれの支給（償還）額につき、従来と同様の方法により按分して算出するものであること。（高額障害福祉サービス等給付費及び高額障害児通所給付費は市町村において、高額障害児入所給付費は都道府県、指定都市及び児童相談所設置市において支給することにも留意されたい。）

3 新体系サービスへの移行等について

(1) 新体系サービスの移行について

①新体系サービスの理念

障害者が地域で安心して暮らすためには、施設中心のこれまでのサービスから、地域生活中心の新たなサービス体系へと変えていく必要がある。このため、障害者自立支援法に基づく新たなサービス体系（新体系サービス）は、24時間を同じ施設の中で過ごすのではなく、日中の活動の支援と居住の支援を組み合わせるよう「昼夜分離」を進め、障害者が自分の希望に応じて、複数のサービスを組み合わせる利用することを可能とし、地域生活への移行を進めることを目指している。

障害者が自ら選択する地域生活へ移行すること、移行後も安心して地域で暮らすことができるよう支援することは「障がい者制度改革推進会議」の中でも重要な課題として提言され、閣議決定（「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日））されている。

障害者が、一日中施設の中で生活するのではなく、昼夜の生活の場の分離等を図り、自ら選んでサービスを組み合わせる地域において生活できるようにする新体系の理念と方向性は、このような閣議決定等の方向に沿うものであり、厚生労働省としては、平成23年度内に新体系移行を完了させる方針である。

なお、旧体系施設の運営に関する経過措置は平成24年3月31日までとされており、平成24年4月1日までに新体系の指定を受けない場合には、旧体系施設は障害者自立支援法（以下「法」という。）に基づく報酬を受けることができなくなるものである。

②新体系サービスへの移行状況等

新体系サービスへの移行率については、各都道府県別に見るとばらつきがあるが、平成23年12月末現在、全国平均では75.4%（関連資料3（8頁））であり、また、平成24年4月1日には、全都道府県において新体系移行が完了するとの報告を受けているところである。

各都道府県におかれては、新体系移行の完了に向けて、旧体系施設に対する必要な支援を引き続きお願いする。

③新体系サービスへの移行後の支援について

第4次補正予算において、新体系サービス移行後の事業所の安定的な事業運営の確保のための支援として、平成24年度に限り延長される基金事業のメニューに、計画的に経営改善を行う事業所を支援する新体系定着支援事業を設けることとしたところである。（関連資料3（9頁））

新体系定着支援事業については、平成24年度限りの事業であり、都道府

県におかれては、本事業の対象事業所が平成25年度以降も継続して安定的な事業運営を確保できるよう、経営の改善のために必要な助言及び指導を行われたい。

(2) 新社会福祉法人会計基準の制定に伴う就労支援事業会計基準の改正及び会計基準の適用に関する経過措置について

新社会福祉法人会計基準の制定により、社会福祉法人が実施する就労支援事業に関する会計処理については、現行の「就労支援の事業の会計処理の基準」（「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙。以下「就労支援事業会計処理基準」という。）から新社会福祉法人会計基準を適用することとされたところである。

これに伴い、就労支援事業会計処理基準は、社会福祉法人以外が実施する就労支援事業について適用される基準として、新社会福祉法人会計基準における就労支援事業に関する規定を踏まえた改正を行う予定である。

これらの改正は、平成24年4月に施行されるが、経過措置として、新社会福祉法人会計基準の対象となる社会福祉法人については、平成27年3月31日（平成26年度決算）までの間、従来適用していた会計基準を適用することができることとされているところである。

具体的には、経過措置期間中は、

- 本事業年度において授産施設会計基準を適用している施設・事業所については、（旧体系施設は新体系移行後においても）引き続き授産施設会計基準を適用することができる
- 本事業年度において就労支援事業会計処理基準を適用している施設・事業所については、引き続き現行（改正前）の就労支援事業会計処理基準を適用することができる

ものである。

また、この取扱いに併せて、社会福祉法人以外も、平成27年3月31日（平成26年度決算）までの間は現行（改正前）の就労支援事業会計処理基準を適用することができることとする予定である。

(3) 施設入所支援と生活介護（障害程度区分が4（50歳以上は3）より低い者）又は就労継続支援との利用の組み合わせについて

昨年10月31日の会議資料において、就労継続支援の通所による利用が困難な場合における、施設入所支援と就労継続支援の利用の組み合わせ及び障害程度区分が4（50歳以上は3）よりも低い者について、グループホーム・ケアホームでの受け入れが困難な場合等における、施設入所支援と生活介護の利用の組み合わせについて、ケアマネジメント等の手続きを経た上で利用の組み合わせの必要性が認められる場合には、市町村の判断で認めるとができるようにする方向で検討する旨お示ししていたところであるが、以下の点に留意し、支給決定手続の準備や周知等をお願いする。

①対象者

新たに利用が認められる対象者は以下の者とする。

ア 施設入所支援と就労継続支援B型との利用の組み合わせを希望する者

※ 施設入所支援と就労継続支援A型との組み合わせについては、経過措置により利用している者以外は認めないこととする。

イ 生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害程度区分が4（50歳以上の者は3）より低い者

なお、平成24年4月より前からの施設入所者（障害児施設を含む）は引き続きこれらの利用の組み合わせが可能である。

また、旧体系施設が平成24年4月1日に新体系サービス（障害者支援施設）に移行することに伴い、旧法施設入所者については、新体系サービスの支給決定が必要となるが、引き続きこれらの利用の組み合わせが可能である。この場合、ケアマネジメントの手続きについては、原則として、次の支給決定の更新の際に行うことを基本とすること。

②就労継続支援B型を行う障害者支援施設の指定について

就労継続支援B型を行う障害者支援施設の指定については、法第38条に基づき行うことができるものである。

特に旧体系施設・事業者の移行計画書に基づく移行については、現在の利用者が円滑に新体系サービスを利用できるよう、計画の数値を上回る場合でも、指定することができるとしているところであり（平成18年5月11日全国障害福祉計画担当者会議資料）、各都道府県におかれては、この取扱いを改めてご確認いただき、旧体系施設が円滑に新体系へ移行できるようご配慮願いたい。

4 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定について

(1) 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定について

障害福祉サービス等に係る報酬について、平成24年度改定に向けて、客観性・透明性の向上を図りつつ検討を行うため、厚生労働省内に、昨年11月、津田厚生労働大臣政務官を主査とする「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」(以下「検討チーム」という。)を立ち上げ、有識者の方にアドバイザーとして参画いただきながら、公開の場で検討を重ねてきたところである。(関連資料4(10・11頁))

(※) 平成23年11月11日から平成24年1月31日まで、これまで9回開催。その中で27の関係団体からヒアリングを行っている。

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率については、年末の予算編成において、介護報酬改定の考え方と整合を取り、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、+2.0%としたものであり、12月21日付けの厚生労働大臣と財務大臣間の合意文書に、こうした考え方に沿って、具体的な改定率が盛り込まれたところである。

なお、改定率の決定に当たっての合意文書の中で、「改定に当たっては、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進する方向で対応する」こととされている。(関連資料4(12~14頁))

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定については、こうした状況を踏まえ、第8回検討チーム(平成24年1月13日)において、改定の基本方針を取りまとめ、第9回検討チーム(平成24年1月31日)においては、個別報酬改定事項を取りまとめたところである。(関連資料4(15~23頁)及び関連資料4(24~92頁))

取りまとめにあたっては、上記合意等に沿って、「福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映」及び「障害児・者の地域移行・地域生活の支援と経営実態等を踏まえた効率化・重点化」の2つの基本的考え方の中で、個別の報酬改定事項について具体的に検討を行ったところである。

(2) 今後の予定等について

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う報酬告示及び基準省令等の改正については、現在パブリックコメントを実施中である。報酬告示及び基準省令等については、パブリックコメントの終了後、3月上旬～中旬を目途に公布することとしている。

また、関係通知及びQ&Aについても、今後検討を進め、3月末までに発出する予定であるので、各都道府県においても、あらかじめご承知いただくとともに、市町村や関係団体等への情報提供方よろしく願います。(関連資料4(93頁))

(3) 加算の届出時期について

通常、4月から加算の算定を開始する場合は3月15日までに都道府県へ届出を行うこととなるが、平成24年度に報酬改定を実施することを踏まえ、4月中に届けられた新規加算については4月からの算定が可能な取扱いとする。

なお、具体的な届出日については、各都道府県国保連合会と調整の上、各都道府県による柔軟な設定を行って差し支えない。

(4) 障害福祉サービス報酬改定影響検証事業（障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査）について

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の影響を検証するために、障害福祉サービス施設・事業所に対し、報酬改定が各サービスに与える影響についての調査・分析を平成24年度に行う予定である。

5 介護職員等によるたんの吸引等の実施について

(1) 介護職員等によるたんの吸引等の実施について

介護職員等によるたんの吸引等の実施については、平成24年4月の法施行に向け、都道府県におかれては研修の実施、経過措置対象者の認定手続き等の準備を進めていただいているところであるが、引き続き準備を進めていただくようお願いする。

また、平成24年度においても関係部局等と連携を図り、たんの吸引等が必要な障害者等が地域においてたんの吸引等を受けられるよう、研修の実施体制の整備等をお願いする。

(2) 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業について

平成23年度の特定の者対象の都道府県研修については、「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（平成23年11月11日障害保健福祉部長通知）の別紙の実施要綱により、障害程度区分認定等事業費補助金において実施してきたところである。

平成24年度以降については、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正の施行に伴い、社会・援護局において、セーフティネット支援対策等事業費補助金（平成24年度予算案）により実施する予定であるのでご留意願いたい。また、第3号研修（特定の者対象）の指導者養成については、本年度同様、自己学習による方法も可とする予定であり、追って連絡する予定であるのでご留意願いたい。

なお、平成23年度の都道府県研修が年度内未修了者については、都道府県において平成23年度内に修了した研修内容の証明を行うことにより、引き続き、未修了分について上記セーフティネット支援対策等事業費補助金の研修受講対象者となり得る予定であるので、ご留意願いたい。

(3) 在宅におけるたんの吸引等の取扱いについて

在宅における介護職員等による口腔内（咽頭の手前まで）、鼻腔及び気管カニューレ内部のたんの吸引（以下、たんの吸引）という。）の取扱いについては、現在、「ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について」（平成15年7月17日医政発第0717001号厚生労働省医政局長通知）及び「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」（平成17年3月24日医政発第0324006号厚生労働省医政局長通知）（以下「通知」という。）に基づき取り扱われているところである。

また、上記通知に基づき、在宅においてたんの吸引を実施している介護職

員が引き続き社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づきたんの吸引を行う場合については、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）（以下「一部改正法」という。）附則の経過措置に規定する都道府県知事による認定特定行為業務従事者認定証の交付を受ける必要がある。

介護職員等によるたんの吸引等については、平成 24 年 4 月 1 日より、一部改正法による改正後の法に基づき実施することとなり、同法に基づき在宅においてたんの吸引等を実施する場合については、指定重度訪問介護事業者等は登録基準を満たし、都道府県知事の登録を受ける必要がある。

登録事業者としての登録基準は、上記通知に定めた内容を含むものであるが、法律施行時に、指定重度訪問介護事業者等が登録基準を満たさない場合には、都道府県知事の登録を受けることは出来ないこととなることから、各事業者に対し、必要な体制整備等についてあらためて指導いただくとともに、管内各関係団体等に対し、以下の関係法令等について改めて周知いただくようお願いする。

なお、同法の施行に伴い、従来の重度訪問介護従業者養成研修（以下「重訪研修」という。）に加え、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）附則第 4 条及び第 13 条に係る別表第三第一号の基本研修を含む重訪研修を新たに設けることとしており、通知等でお示しすることとしているので、その旨ご承知おきいただきたい。

（関係法令等）

- 1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年 10 月 3 日厚生労働省令第 126 号）
- 2) 「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引関係）」（平成 23 年 11 月 11 日社援発 1111 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）

上記 1) 及び 2) の通知は、厚生労働省 HP「喀痰吸引等(たんの吸引等)の制度について」

- 3) 喀痰吸引等業務の施行に係る Q&A について 1) から 3)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/tannokyyuin.html>

- 4) 周知用パンフレット

http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/tannokyyuin/pdf/sanko_03.pdf

6 訪問系サービスについて

(1) 国庫負担基準(案)等について

①国庫負担基準(案)について

平成24年4月からの訪問系サービスに係る国庫負担基準については、平成24年度の報酬改定の動向を踏まえつつ、全国の9割程度の市町村の支給実績をカバーできるように設定することとし、現行の105,000円から119,000円まで引き上げることとする予定である。

なお、国庫負担基準の区分間合算及び従前額保障(平成17年度支給実績)については、従前どおりの取扱いとする。(関連資料5(94・95頁))

②「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」の補助金化について

これまでも、重度障害者の割合が高いこと等により訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超過する市町村への支援策として、

ア 区分間合算

イ 従前額保障

ウ 「重度障害者に係る市町村特別支援事業」(地域生活支援事業)

エ 「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」(基金事業)

を講じてきたところである。

このうち基金事業「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」については、平成24年3月までの時限的な措置とされる中で、継続実施への要望も強くあったところである。

このため、平成24年度から「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」については、従来の基金事業の内容等を踏襲し、継続性を確保しつつ、より安定的な経費である「障害程度区分認定等事業費補助金」における新たな補助金としたところであるので、これまでの地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」と合わせ、引き続き、ご活用いただくとともに、管内市町村に周知いただきたい。

なお、当該事業を実施していない自治体も見受けられるが、重度障害者の地域での生活支援のため、今回の補助金化を契機として、実施について検討されたい。(関連資料5(96頁))

(2) サービス提供責任者の配置基準等について

① サービス提供責任者の配置基準の見直し

訪問系サービスに係るサービス提供責任者の配置基準については、以下のとおり見直しを行うこととしているので、その旨ご承知おきいただきたい。

<居宅介護、同行援護及び行動援護>

[現行] 以下のいずれか

- ア サービス提供時間 450 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上
- イ 従業者の数が 10 人又はその端数を増すごとに 1 人以上

[見直し後] 以下のいずれか

- ア サービス提供時間 450 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上
- イ 従業者の数が 10 人又はその端数を増すごとに 1 人以上
- ウ 利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上

<重度訪問介護>

[現行] 以下のいずれか

- ア サービス提供時間 1,000 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上
- イ 従業者の数が 20 人又はその端数を増すごとに 1 人以上
- ウ 利用者の数が 5 人又はその端数を増すごとに 1 人以上

[見直し後] 以下のいずれか

- ア サービス提供時間 1,000 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上
- イ 従業者の数が 20 人又はその端数を増すごとに 1 人以上
- ウ 利用者の数が 10 人又はその端数を増すごとに 1 人以上

② 行動援護におけるサービス提供責任者の資格要件に係る経過措置について

行動援護のサービス提供責任者については、資格要件の一つとして、知的又は精神障害に関する実務経験が必要であるが、平成 24 年 3 月 31 日まで、行動援護従業者養成研修課程の修了者については、3 年以上の実務経験で足りる旨の軽減措置が講じられているところである。

当該軽減措置については、行動援護事業所の確保を図り、サービスのさらなる普及を図る観点から、当該経過措置を平成 27 年 3 月 31 日まで延長することとする。

なお、行動援護の従業者について、行動援護従業者養成研修課程の修了者については、2 年以上の知的又は精神障害に関する実務経験を 1 年以上で足りることとしている措置は、引き続き継続することとする。

③その他

ア サービス提供責任者の要件である「ヘルパー２級課程修了者であって実務経験３年以上」については、「暫定的な要件（※１）」とされているが、事業所数や事業所の人員配置体制等を踏まえ、平成２４年度以降も減算は行わず報酬算定上の取扱いを継続する。

イ 居宅介護従業者養成研修３級課程については、重度訪問介護従業者養成研修課程の修了者のキャリアアップの観点から必要であること、また、知的・精神障害者が３級課程を修了し従業者として従事している事例があり、障害者の就労支援の観点からの配慮が必要であることなどを踏まえ、平成２４年度以降も３級課程の報酬算定上の取扱いを継続する。

※１（暫定的な取扱いに係る留意点）

２級課程の研修を修了した者であって、３年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護従業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に介護職員基礎研修若しくは１級課程の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないものであること。（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成１８年１２月６日障発１２０６００１通知））

※２ なお、介護人材の資質向上と量的確保が可能な限り両立されるよう、介護分野の現状に即した介護福祉士養成の在り方について、平成２２年３月から「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」において検討が行われ、介護人材養成の今後の具体像も併せて、昨年１月に検討結果が取りまとめられたところであるので参考とされたい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000010pzq.html>

（３）同行援護の推進について

同行援護は、移動支援事業において支援されていた重度の視覚障害を持つ者に対する福祉サービス事業の個別給付化であり、利用者のニーズに適切に対応するため、同行援護に係る事業所指定など、早期の体制整備に努められたい。

ただし、平成２３年９月２７日付事務連絡においては「同行援護施行時において、事業所指定が困難である等同行援護の体制整備が十分でない場合にあっては、適切な事業の実施体制が整備されるまでの間、地域生活支援事業の移動支援事業を柔軟に活用」できることとしており、実施体制に考慮しつつ適切にサービスが提供されるようご配慮願いたい。

(4) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務について

① 支給決定事務における留意事項について

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成19年4月13日付事務連絡）において、留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めてご留意の上、適切に対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと

イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じる恐れがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を徴収する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

② 障害者自立支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

65歳以上の障害者については、介護保険法が優先的に適用される一方で、サービスの支給量・内容が介護保険制度では十分に確保されない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられる仕組みとなっている。

障害者の中には、ALS（筋萎縮性側索硬化症）や全身性障害などで介護保険制度が想定する加齢に伴う障害を超える重度の障害を持つ方々もいるため、このような方々が十分なサービスを受けられるよう、利用される方々の意向を丁寧に聴取するなど、個々の実態を十分に把握した上で、「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）を踏まえ、介護保険法によるサービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられるようにするなど、適切な運用に努められたい。

③重度訪問介護等の適切な支給決定について

重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成19年2月16日付事務連絡）において、留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めてご留意の上、対応していただきたい。

ア 平成21年4月より、重度訪問介護の報酬単価については、サービス提供時間の区分を30分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであって、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについて30分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。

イ これまでに、利用者から「短時間かつ1日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

ウ 「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない」といった声も寄せられているところである。重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが1日に複数回提供される場合であっても1回当たりのサービスについては、基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

④居宅介護におけるサービス1回当たりの利用可能時間数について

居宅介護は、身体介護や家事援助などの支援を短時間に集中して行う業務形態を想定しており、必要に応じて、1日に短時間の訪問を複数回行うなど、利用者の生活パターンに合わせた支援を行っているところである。

このため、支給決定事務等に係る事務連絡において、支給決定を行った障害者等に交付する受給者証に、居宅介護についてはサービス1回当たりの利用可能時間数を記載することとしており、また、目安として、サービス1回当たりの標準利用可能時間数を「身体介護3時間まで、家事援助1.5時間まで」と示しているところである。

支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うことが必要であり、居宅介護のサービス1回当たりの利用可能時間数についても、標準利用可能時間数を一律に適用するのではなく、必要な場合は、標準利用可能時間数を超える時間数を設定するなど、

一人ひとりの事情を踏まえた支給決定をすることが必要であることに留意されたい。

また、平成24年度報酬改定において、利用者のニーズに応じた家事援助サービスが提供され、より多くの利用者が家事援助を利用することができるよう、居宅介護の家事援助の時間区分を30分間隔の区分けから15分間隔の区分けへと見直し、実態に応じたきめ細やかな評価を行うこととしたところであるが、支給決定に当たっては、これまでどおり一人ひとりの事情を踏まえた支給決定をすることには変わりはないものである。

7 障害者の就労支援の推進等について

(1) 障害者の一般就労への移行の促進について

①一般就労への移行に対する報酬上の評価

障害者の一般就労に向けた取組みを促進するため、今回の報酬改定においては、一般就労への移行・定着に効果を上げている事業所の評価を高める方向で見直しを図っている。

また、企業での職場実習等が一般就労に向けて効果が高いことを踏まえ、支援期間（原則2年間）のうちに、全ての利用者（1年間で利用定員の50%以上）に対して職場実習が実施されている場合の加算を新設することとしたところである。

さらに、企業等の理解が重要となることから、障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の延長により、①職場実習・職場見学促進事業、②就労支援ネットワーク強化・充実事業、③障害者一般就労・職場定着促進支援事業、④離職・再チャレンジ支援助成事業といった事業が引き続き活用可能となっているので、その活用も含め一般就労への移行を促進されたい。

②就労支援ノウハウを持った支援者の育成

一般就労への移行支援ノウハウを有する者の育成・配置を促進するため、平成21年度から、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の地域障害者職業センターによる研修（就業支援基礎研修）を実施し、同年度から同研修又は職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修を修了した者を配置した場合の加算を設けているところであるので、積極的な研修の受講による人材の育成に努められるよう就労移行支援事業者に促す等の取組をお願いしたい。（関連資料6（97頁））

③就労移行支援のガイドライン作成

平成21年度の調査結果によれば、就労移行支援事業者のうち約4割が就労移行の実績が無い事業所となっている。

このような事業所の中には、事業開始間もない等によりノウハウが蓄積しておらず、実績に結び付いていないところもあり、就労移行実績のある事業所のノウハウを知りたいとの声も寄せられている。

このため、平成23年度障害者総合福祉推進事業において就労移行支援のガイドラインの作成を行っているところである。

完成されたガイドラインについては、改めてお知らせするとともに、以下のホームページに掲載を予定しているので、管内の事業所への周知と活用を促すようお願いしたい。

URL：<http://www.philanthropy.or.jp/mhlw/>

(2) 工賃向上に向けた支援について

①「工賃向上計画」について

一般就労が困難である者には、就労継続支援B型事業所等での工賃水準が向上することが重要であり、そのための取組として、各都道府県において工賃倍増5か年計画（平成19年～23年）に基づき実施されてきたところであるが、平成24年度から平成26年度までの3か年の新たな「工賃向上計画」を策定することとし、より工賃向上に資する取組みを、目標設定により計画的に進めることとしている。（関連資料6（98・99頁））

都道府県におかれては工賃向上計画の策定に向けた準備とともに、管内の事業所において工賃向上計画の策定に向けた準備がなされるよう周知方をお願いしたい。

また、工賃水準の向上への取組に当たっては、市町村レベル・地域レベルでの関係者の理解や協力関係の確立も重要であることから、別途お示しする新たな指針も参考に、管内の市町村にも協力をお願いしていくことを検討願いたい。

今後、「工賃向上計画」による目標値等を報告いただいたうえで、全国集計を行い、その結果を公表することを考えているので、了知いただくとともにご協力をお願いしたい。

②全国部局長会議でお示したスケジュール案の見直し

工賃向上計画については、都道府県及び各事業所による計画の策定・目標設定、報告、公表、計画に基づく具体的な取組み、実施後の評価・報告という流れで取り組んでいただくこととなる。

このうち、計画の策定・目標設定については、有識者等による検討会を踏まえて設定する必要があること等から、1月19日にお示しをしたスケジュールでは対応が困難であり、見直して欲しい旨の要望をいただいたところである。

については、別添のとおりスケジュールを見直すこととしたので、見直し後のスケジュールを参考に、準備や事業所への周知等をお願いしたい。

（関連資料6（100頁））

③障害者の就労支援に当たっての農業部局との連携

障害者就労施設においては、障害者の障害程度に応じて作業が可能、自然や動植物との触れ合いにより情緒が安定する、一般就労に向けての体力・精神面での訓練となる等との理由から、農園芸活動が行われており、稲作や野菜・果樹・花き栽培、畜産（養鶏、養豚）、農産加工から販売等幅広い分野で取り組まれているところである。

福祉関係者からは、このような取組をさらに推し進めるため、障害者の指導に当たってさらに農業知識を得たい、生産量の安定・確保・拡大を図りたい、販路を拡大して経営を安定したい、障害者の工賃アップを図りたいとの

要望があり、農業関係者から農業分野全般について具体的な知識、技術の伝授を受けたいとの要望があるところである一方、農業関係者からは、高齢化や過疎化により減り続けている農業従事者を確保したい、障害者の雇用促進という社会的要請に貢献したいとの意向があるが、障害者に適した業務が分からない、どのような環境整備が必要か分からない等といった不安もあると聞いている。

このような課題を解消するため、管内農業部局と連携をとり、福祉関係者と農業関係者の互いの制度の理解促進を図ることを目的に、ホームページの作成による情報提供や啓発活動、研修会等の開催等に取り組みたい。

また、農業との連携に当たっては、就労継続支援事業による施設外就労による取組みも有効であると考えられることから、請負契約の締結等にも留意しつつ、取組みを推進されたい。

なお、当該事業については、これまでも工賃倍増5か年計画支援事業の対象としてきたところであるが、平成24年度からの工賃向上計画支援事業においても対象とすることを考えているので、農業の専門家の派遣など積極的に実施していただきたい。（関連資料6（106～108頁））

（農林水産省の担当部署：農林水産省経営局就農・女性課女性・高齢者活動推進室）

（3）「障害者就業・生活支援センター」事業について

①障害者就業・生活支援センターの拡充

障害者就業・生活支援センターについては、障害者基本計画に基づく「重点施策実施5か年計画」により、全障害保健福祉圏域に整備することを進めている。このため、平成24年度予算案において設置数を拡充し、全国327箇所を実施することとしている。

全障害保健福祉圏域に設置していない都道府県については、労働部局及び各都道府県労働局と連携を図り、設置計画を策定し、着実な整備を進めることにより、障害者の一般就労後の定着支援等の充実とともに、地域の就労支援体制の拠点となるよう、積極的な取組に努められたい。

（関連資料6（109～121頁））

②モデル事業の実施について

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であることから、就労を希望する者には、できる限り一般就労をしていただけるよう支援を行うことを制度の基本的な考え方としている。

特別支援学校卒業者等の就労系サービスの利用にあたっては、まずは就労移行支援を利用（アセスメントのための利用であり、短期間の暫定支給決定で可）し、一般就労が可能かどうか見極めていただいたうえで、それが困難であると認められる場合に就労継続支援B型事業を利用することを原則と

している。また、特別支援学校の在学中に当該暫定支給決定を行い、卒業と同時に就労継続支援B型事業が利用できるようにすることを周知してきている。

一方で、平成24年4月からのサービス等利用計画の作成対象者の拡大に伴い、就労系サービス利用希望者に対して相談支援事業所が行うサービス等利用計画の作成に資するよう、アセスメントの実施や評価が求められることになる。

平成23年7月に行った調査では、すべての就労系サービス利用希望者に就労移行支援事業によるアセスメントを実施することが困難と回答した市町村が62.6%(1,092市町村/1,744市町村)となっており、就労移行支援事業者が無い又はあっても数が足りない等のために、アセスメントのできない地域も多く存在することが明らかになっている。

障害者就業・生活支援センターは、障害福祉圏域に設置が整いつつある状況にあり、就労移行支援事業が無い又はあっても数が足りない等のためアセスメントの実施が困難な地域でも機能する可能性がある。

このため、障害者就業・生活支援センターによる就労系サービスの利用に関するアセスメント及びその後の相談支援事業者との協議等に係る課題を検討・整理するため、モデル事業を実施することとしている。(全国で10か所)

さらに、障害者就業・生活支援センターの支援により就職した者のフォローアップ(定着支援)に係る相談支援事業者との連携・役割分担についても、課題の検討・整理を行うものとしている。

年度当初からの取組が望ましいが、都道府県の補正予算による年度途中からの実施も含め、モデル事業の趣旨をご理解いただき、積極的な取組みをお願いしたい。(関連資料6(122~124頁))

現在、「地域の就労支援の在り方に関する研究会(事務局は職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課)」において、地域の就労支援機関のそれぞれの役割や連携の在り方などについて検討が行われているところであり、当該研究会において本モデル事業についてもご意見を伺うこととしている。

(4) 特別支援学校との連携について

特別支援学校卒業者等、未就労障害者の就労継続支援B型の新規利用に当たっては、利用する就労支援サービスが適切か否かを判断するための客観的指標の作成が困難な中、本人の能力・適性について、短期間のアセスメントを経ることが適切であることから、その際、就労移行支援事業を短期間利用することで対応することが可能である旨について周知をしてきたところである。

また、この取扱いについては、平成22年以降に開催される文部科学省開催の特別支援教育担当者会議においても周知をしてきているところである

が、各都道府県におかれては、特別支援学校に在学中の生徒が当該学校の教育活動として行われる現場実習において、短期間のアセスメントのために、就労移行支援事業と連携を図るとともに、さらなる周知をお願いしたい。

なお、延長された基金事業の対象事業である「就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業」は、特別支援学校等との連携によるアセスメント実施に向けた体制づくりを行った場合の費用について助成するものであり、活用が図られるよう周知をお願いしたい。

(5) 特別支援学校卒業者等に係る就労継続支援B型の利用の取扱いについて

平成24年3月31日までの経過措置については、昨年7月に発出した事務連絡により、今年度中に支給決定を行えば、支給決定の有効期間内であれば、平成24年4月以降も引き続き利用可能であることをお伝えしているところである。

平成24年度以降の取扱いについては、経過措置が終了する3月末までの間の、できるだけ早い時期にお示ししたい。

その際、就労に係るアセスメントを経たうえで就労継続支援B型の利用を認めるという基本的な方向性を変更することは考えていない。

8 障害福祉関係施設の整備等について

(1) 平成24年度社会福祉施設整備費について

障害福祉関係施設の整備については、前年度予算108億円に対し、117億円（以下①～④の合計）を確保したところ。（関連資料7（125頁））内訳は次のとおり。

一般会計の事業として

- ① 障害児・者の地域移行・地域定着支援や就労支援の充実を図るため、生活介護や就労継続支援等の「日中活動の場」の基盤整備を推進するとともに、グループホーム等の「住まいの場」の整備を推進するため、要求枠として39億円。
- ② 整備法の施行による基幹相談支援センターの設置を促進するとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など障害児支援の充実を図るための整備を推進するため、特別枠（「日本再生重点化措置」）として22億円。

を計上したところ。

なお、児童福祉法の改正に伴い、児童福祉施設の施設体系が変更されたことから、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所について新たに補助対象とするとともに、居宅介護事業所、相談支援事業所の整備についても新たに補助対象とする。

また、東日本大震災復興特別会計（復旧・復興枠）の事業として、

- ③ (ア) 災害時に、障害福祉サービス事業所等に障害児・者の緊急受入が可能となる防災拠点スペースの整備、(イ) 障害児・者に配慮した避難所設備の整備、(ウ) 震災に備えた通所施設の耐震化整備を推進するため45億円。（関連資料7（126頁））

を平成24年度予算案に計上したところ。

これらの他、

- ④ 都道府県、指定都市が実施する大規模修繕等（※）及び保護施設等の整備については、平成24年度から地域自主戦略交付金（一括交付金、内閣府において一括計上）の対象とし、実績を踏まえ11.3億円を拠出したところ。今後、内閣府より自治体ごとに配分枠が示されることとなるが、配分については、自治体が策定する整備計画に基づき一括交付金の全体で調整が可能となることから、積極的に活用されたい。

※ グループホーム・ケアホーム及び居宅介護事業所、相談支援事業所については、引き続き、社会福祉施設等施設整備費で執行するので留意されたい。

このため、上記③、④については、社会福祉施設等施設整備費の協議対象外となるため、取扱いにはご注意願いたい。③については別途「東日本大震災復興（仮称）交付要綱」によりお示しする予定。④地域自主戦略交付金に係る制度要綱及び交付要綱案については、すでに内閣府から情報提供があったところであるが、交付限度額通知とあわせ、正式には平成24年度予算成立後、今年度末目途に配分する予定である。

（福祉貸付について）

なお、平成24年度より、障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業に係る施設の独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付の融資対象を「法人」とし拡大を図ることとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

（2）平成24年度社会福祉施設整備費の国庫補助に係る協議等について

平成24年度の社会福祉施設等施設整備費補助金の国庫補助協議については、別途協議方針等をお示しすることとしているが、限られた財源の中で、当該補助金を効果的かつ有効に活用する必要があるため、整備方針等を踏まえ、真に緊急性・必要性の高い施設整備を厳選して協議を行うとともに、入所施設における耐震化整備については「社会福祉施設等耐震化臨時特例交付金」を、通所施設の耐震化整備等については上記（1）③の事業をできる限り活用されたい。

（3）社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

①吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成22年11月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、これら施設の「追加フォローアップ調査」についても、平成23年10月7日（金）までに提出をお願いしたところであり、これについては、今年度中に公表予定としているが、未だ提出いただいていない自治体があるので、引き続き、ご協力をお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査のフォローアップ調査結果の公表等について（平成22年11月9日雇児発1109第3号、社援発1109第1号、障発1109第1号、老発1109第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

②吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金等の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、平成17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）について、平成24年度も引き続き実施することとしている。

（４）社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

9 障害者自立支援対策臨時特例基金の活用について

障害者自立支援対策臨時特例基金については、障害者自立支援法の円滑な実施を図ること等を目的として、平成 18 年度に各都道府県に基金を造成し、平成 23 年度を期限として各種事業を行ってきたところである。

今般、平成 23 年度第 4 次補正予算においては、新体系移行後のソフトランディングとして、事業運営の安定化を図るための支援や設備等の基盤整備、整備法の円滑施行のための支援として、自治体における給付費支払システムの改修等を実施するため、基金の積み増し及び平成 24 年度までの期間延長を行うこととしている。

各都道府県におかれては、この基金の趣旨を踏まえ、積極的に活用していただき、障害者の地域生活の支援に取り組んでいただくとともに、平成 24 年 4 月に整備法が完全施行されることから、当該基金事業については 24 年度内にすべて完了するよう留意されたい。

10 規制改革について

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業について〔構造改革特区関係〕

現在、構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置として、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域内の介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害児（者）を受け入れる「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」が行われている。

これまでの受入実績や弊害調査の結果等を踏まえ、平成22年度に生活介護、平成23年度に短期入所をそれぞれ全国展開している。（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）第94条の2、第125条の2関係）

現在は自立訓練、児童デイサービスについて特区として継続して実施しているところであるが、平成24年4月の障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、当該特区事業についても制度改正を予定しており、各関係都道府県等におかれては、円滑に対応できるようご留意いただきたい。

①法改正に伴う当事業の取扱いについて

指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害児を受け入れた場合、当該障害児に対するサービスを障害者自立支援法に基づく「基準該当児童デイサービス」とみなしていたところであるが、平成24年4月以降児童デイサービスが児童福祉法に基づく児童発達支援として一元化されることから、当事業における障害児の受入れについても4月以降は児童福祉法に基づく「基準該当児童発達支援」とみなすこととする。

なお、障害児を受け入れる際には、必要な研修を受けた職員が個別支援計画を策定することを要件としているところであるが、この要件については平成24年4月以降も継続する。

上記の制度改正に伴う省令改正については今年度中に行う予定（昨年12月にパブコメ実施済み）であり、施行の際には別途通知するのでご留意いただきたい。

②平成24年度以降の全国化の可否について

現在も特区として継続している自立訓練、児童デイサービス（4月以降は児童発達支援）については、受け入れる際、個別支援計画の策定を条件に付しているところであるが、制度改正して間もないこともあり、現時点では弊害の有無を判断できるだけの実績が挙がっていない状況である。

したがって、来年度以降も、引き続き特区として継続し、実績がある程度

挙げた段階で改めて弊害の有無について調査を行う予定であるため、関係都道府県等におかれては、ご留意いただきたい。

(2) サービス管理責任者資格要件弾力化事業について[構造改革特区関係]

構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置として、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域内のサービス管理責任者の資格要件を緩和する「サービス管理責任者資格要件弾力化事業」を実施している。

各都道府県等におかれては、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用していただくようお願いする。

①事業の概要について

地方公共団体が、サービス管理責任者の確保が困難であるため、障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合（当該構造改革特別区域の属する都道府県の知事が、当該構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の確保が困難であるため、障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合に限る。）に、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示第544号）において定めている、サービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算5年以上と規定されているものについて通算3年以上に、通算10年以上と規定されているものについて通算5年以上にそれぞれ緩和するもの。

②平成24年度以降について

本事業は平成22年9月から実施（申請受付）しており、平成24年度に弊害の有無について検証し、その結果を踏まえ、全国展開等について検討することとしている。

(3) 指定児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業について[構造改革特区関係]

昨年10月28日に構造改革特別区域推進本部において、「構造改革特別区域の第20次提案等に対する政府の対応方針」（関連資料8（127・128頁））が決定されたことに伴い、構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置として、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域内にある一定の要件を満たす児童発達支援センターにおいて、障害児に対する給食の外部搬入を認める「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」を平成24年度から実施することとしている。

本事業については、平成24年1月26日に特区省令の一部改正を公布し

ているところであるので、各都道府県等におかれては、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用していただくようお願いする。

① 事業の概要について

地方公共団体が、その設定する特区における児童発達支援センターの運営の合理化を進める等の観点から、当該区内の児童発達支援センターにおいて給食を外部搬入することが必要であると認めた場合に、一定の要件を満たした上で、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生労働省令第63号）第11条において定めている児童福祉施設での食事の提供に関する施設内調理の義務を緩和し、外部搬入を行うことができることとするもの。

ここでいう一定の要件については、提供する食事の献立において栄養士の指導が受けられる体制を整えること、受け入れている障害児の障害の特性を考慮した食事の内容、回数、時機に適切に対応できる委託業者であること等、特区省令において規定しているところであり、詳細内容については特区計画のマニュアルにも記載している。（関連資料8（129・130頁））

なお、この事業を活用し、外部搬入を行う場合であっても、必要に応じて加工や再加熱といった対応は必要であることから、施設の調理室設置の要件を緩和するものではないことにご留意いただきたい。

② 平成23年度以降について

本事業は本年4月から実施することとしており、一定期間経過後に弊害の有無について検証し、その結果を踏まえ、全国展開等について検討することとしている。

（4） サービス提供責任者の移動支援事業の兼務について【規制改革関係】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（以下、居宅介護等）におけるサービス提供責任者については、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら居宅介護等の職務に従事するものをもって充てなければならないこととしているが、この取扱については、行政刷新会議に設置された規制・制度改革に関する分科会において、居宅介護事業所のサービス提供責任者が居宅介護のサービス提供時間内に移動支援事業に従事できるようにすべきとの指摘を受けているところである。この指摘を踏まえ、利用者に対する居宅介護等の提供に支障がない場合に限り、同一敷地内にある移動支援事業所（障害者自立支援法第5条第25号に規定する移動支援事業を行う事業所をいう。）の職務に従事することができるよう、通知等でお示しする予定であるので、その旨ご承知おきいただきたい。

11 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(1) 短期入所サービスの整備促進

①医療機関で行う短期入所サービスの整備促進

いわゆる医行為を必要とする重度の障害者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取る際に短期入所サービスの充実を図っていくことは極めて重要である。

このため、障害福祉関係施設だけではなく、医療機関においてもいわゆる「医療型ショートステイ」として短期入所サービスの実施を可能としているところであるが、平成23年10月1日現在、4,239か所の指定短期入所事業所のうち、医療機関における指定短期入所事業所数は276か所と少ない状況である。

このような状況を受け、地方分権一括法の施行に伴う障害者自立支援法施行規則の改正において、平成24年4月から法人格を有さない医療機関についても、短期入所の指定を受けることができることとしたところであり、また、平成24年度報酬改定においても、医療型ショートステイに関して、超重症心身障害児・者等の重度者を受け入れた場合の加算を創設する等の改定を行うこととしているところである。

各都道府県におかれては、地域におけるニーズを適切に把握し、そのニーズを踏まえ、いわゆる医行為の必要な障害者の方々に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、必要な短期入所サービスの整備に努められたい。

②単独型の短期入所サービスの整備促進

指定短期入所のうち、併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所については、単独型事業所として、指定障害者支援施設等入所施設以外の様々な事業所において行うことが可能である。

単独型事業所については、先の報酬改定において、指定要件の明確化を図るとともに、経営の安定を図るため「単独型加算」を創設したところであり、平成24年度報酬改定においては、単独型加算の引き上げを行うこととしているところである。

また、指定短期入所事業所の設置を進めるため、平成22年度から社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象として、新たに単独型事業所を追加したところである。

第2期障害福祉計画では、短期入所の平成23年度整備目標が4万人分であるのに対し、平成23年10月の利用実人員は約3.2万人であり、今後さらなる整備が必要である。都道府県におかれては、地域のニーズを踏まえ、この施設整備費補助金や基金事業における「障害者自立支援基盤整備事業」を活用すること等により、単独型事業所のみならず、併設事業所

や空床利用型事業所も含め、指定短期入所事業所の整備を進められたい。

なお、短期入所に関する制度改正等の概要については、関連資料 9（131～133頁）参照。

（２）インフルエンザ等の感染症対策

インフルエンザ等は毎年冬期に流行を繰り返しており、社会福祉施設等においては、集団感染等に対する十分な注意が必要とされている。

このため、都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成 23 年 11 月 18 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

（３）いわゆる「宅幼老所」をはじめとする共生型サービスについて

民家などを活用した小規模で家庭的な雰囲気の中で、高齢者、障害者や児童などに対して、1人ひとりの生活リズムに合わせて柔軟なサービスを行う取組みが地域の創意工夫のもとに実施されているところである。

こうした取組みは、

- ・ 子どもと触れ合うことで、自分の役割を見つけ、意欲が高まることによる日常生活の改善や会話の促進という高齢者や障害者への効果
- ・ お年寄りや障害者など他人への思いやりや優しさを身につける成育面といった児童への効果
- ・ 地域住民が持ちかけてくる様々な相談に応じる、地域住民の福祉拠点になるという地域への効果

という様々な効果が期待される。

現行制度において、こうしたいわゆる「宅幼老所」を介護保険の指定通所介護事業所等で運営する場合、介護保険給付に加え、所要の要件を満たせば障害者自立支援法の自立支援給付（基準該当生活介護等）や乳幼児の一時預かりに対する運営費の補助をそれぞれの制度から受け取ることも可能であることから、各都道府県におかれては、管内市町村に対し、こうした取り組みや各種支援制度の活用を周知していただき、地域の実情に応じた創意工夫ある取り組みの普及促進を図られたい。

(4) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金の執行に関し、平成23年11月に国会へ提出された平成22年度決算検査報告において、

- ・対象外経費を計上する
- ・対象経費を二重に計上する

等により、本負担金の経理が不当と認められるとの報告がなされたことは、誠に遺憾である。

については、各都道府県におかれては、管内市町村に対して適正な事務処理を指導するなど、本負担金の適正な執行に努められたい。

また、障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金の執行に関しても、

- ・控除対象となる徴収金の算定において、扶養義務者の税額等による階層区分によって定められた徴収金ではなく、実際に扶養義務者等から収納した額によって算定していた

等により、本負担金の経理が不適切と認められるとの報告がなされたところであり、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）におかれては、事務処理についてご留意のうえ、本負担金の適正な執行に努められたい。

なお、平成24年4月1日より、障害児通所支援については実施主体が都道府県等から市町村となるため、各都道府県におかれては、管内市町村に対して適正な事務処理を指導するなど、本負担金の適正な執行に努められたい。

(参考)

会計検査院HP：

(障害者自立支援給付費負担金)

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy22_05_11_24.pdf

(障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金)

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy22_05_11_23.pdf

(5) 障害者施設等の防災対策等について

①防災対策について

障害者支援施設等の入居者の多くは自力避難が困難な者であることから、都道府県におかれては、次の事項に留意の上、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内の障害者支援施設等に対して指導するとともに、特に指導監査等に当たって重点的な指導を行うようお願いしたい。

- ア 火災発生の未然防止
- イ 火災発生時の早期通報・連絡
- ウ 初期消火対策

- エ 夜間防火管理体制
- オ 避難対策
- カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- キ 各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

- ク 施設所在地の市区町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への通知
- ケ 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- コ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- サ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保

等防災対策に万全を期されたい。

(参考)

- ・ 「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
(昭和62年9月18日社施第107号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知)
- ・ 「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」
(平成10年8月31日社援第2153号、厚生省社会・援護局長通知)
- ・ 「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」
(平成11年1月29日文施指第53号、社援第212号、11林野治第172号、建設省河砂発第6号、消防災第8号、文部省大臣官房長、厚生省社会・援護局長、林野庁長官、建設省河川局長、自治省消防庁次長連名通知)

②大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、市町村、消防署等関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的な参画をお願いしたい。

また、障害者支援施設等は、災害時において地域の防災拠点として重要な役割を有していることから、今後とも、震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただきたい。

③障害者施設等の耐震化について

障害者支援施設等の障害者施設等（入所）の耐震化については、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（社会局所管）等により計画的に整備が進

められているところであるが、「社会福祉施設等の耐震化に関する追加調査」（平成22年9月実施）の調査結果によると全国の耐震化率が81%となっており、障害保健福祉部関係施設については若干下回っているところ。

障害者施設等は自力で避難することが困難な者が多く利用されている施設であることから、全ての障害者施設等において耐震化が図られることが望ましいため、引き続き、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を積極的に活用していただくとともに、平成24年度予算案において、新たに通所施設の耐震化整備を推進するための所要額45億円を計上したところであるので、計画的に耐震化整備が図られるよう社会福祉法人等に対してご指導をお願いしたい。

耐震化整備を行う際、設置者負担の費用等が準備が出来ないため整備が進まない社会福祉法人等にあっては、独立行政法人福祉医療機構において、社会福祉事業施設の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成24年度も引き続き実施することとしていることから、その活用についての周知も併せてお願いしたい

12 障害者自立支援法等の一部改正における相談支援の充実等について

(1) 本年4月の施行に向けた準備について

整備法により、本年4月から以下のとおり相談支援の充実等を図ることとしている。

- ・ 支給決定のプロセスの見直し、サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大（計画相談支援・障害児相談支援）
- ・ 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化
- ・ 基幹相談支援センターの設置
- ・ 「自立支援協議会」の法定化
- ・ 成年後見制度利用支援事業の必須事業化

については、2月8日に事務連絡によりお示しした指定基準（案）、事業者指定事務、事務処理要領（案）等（指定基準等のポイントは以下のとおり）を参考に、本年4月の施行に向けた事業者指定事務や支給決定事務等の準備を進めていただくようお願いする。

また、都道府県におかれては、

- ・ 管内市町村に対する情報提供や指定事務等に係る助言・指導
- ・ 指定都市・中核市への指定一般相談支援事業者の指定事務に係る引継ぎ
- ・ 管内の相談支援事業者等への指定手続等の周知等、法の円滑な施行に向けて特段のご配慮をお願いする。

(2) 相談支援関係の指定基準（案）のポイント

① 指定計画・障害児相談支援（指定特定・障害児相談支援事業者関係）

ア 人員基準 → 現行の指定相談支援事業者と同じ。

イ 運営基準

○ 計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成。

○ 計画作成手続

- ① 支給決定前に、利用者の居宅等への訪問面接によるアセスメントを行い、計画案（モニタリング期間の提案を含む）を作成。
- ② 利用者等の同意を得て、計画案を利用者に交付。
- ③ 支給決定後、事業者と連絡調整を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、計画案の内容の説明及び意見を求める。
- ④ ③により意見を求めた計画案について、利用者等に説明し、文書により同意を得て、計画を利用者に交付。

ウ 掲示等

重要事項（運営規定の概要、業務の実施状況、従事する者の資格、経験年数、勤務体制等）の掲示義務の他、公表の努力規定。

※ その他、現行の指定相談支援に係る指定基準と同様に、秘密保持、苦情解決、記録の整備等必要な事項について規定。

②指定地域相談支援（指定一般相談支援事業者関係）

ア 人員基準

- 事業所ごとに、専らその職務に従事する者を置く。
そのうち1人は、相談支援専門員とする。
- 事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置く。
 - ※ 業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務、他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。
 - ※ 現行の精神障害者地域移行・地域定着支援事業を実施する事業者は、当面の間、相談支援専門員の配置に関わらず指定可。（できる限り速やかに相談支援専門員を配置することが望ましい。）

イ 運営基準

(ア) 地域移行支援

- 相談支援専門員の役割
相談支援専門員がその他の者への技術的指導及び助言を実施。
- 地域移行支援計画の作成
 - ・利用者への面接によるアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、原案を作成。
(記載事項)
 - ・利用者及びその家族の生活に対する意向
 - ・総合的な支援の方針
 - ・生活全般の質を向上させるための課題
 - ・地域移行支援の目標及び達成時期
 - ・地域移行支援を提供する上での留意事項 等
 - ・作成に当たっては、障害者支援施設等又は精神科病院における担当者等を招集した会議を開催し、意見を求める。
- 相談及び援助
 - ・利用者への面接による相談や、障害者支援施設等又は精神科病院からの外出に際し同行による支援。
 - ・面接又は同行支援は、概ね週1回、少なくとも1月に2回行う。
- 障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援）の体験的な利用（委託による）

- 一人暮らしに向けた体験的な宿泊（自ら実施又は障害福祉サービス事業所への委託可）
- 掲示等
 - 重要事項（運営規定の概要、業務の実施状況、従事する者の資格、経験年数、勤務体制等）の掲示義務の他、公表の努力規定を設ける。

(イ) 地域定着支援

- 相談支援専門員の役割
 - 相談支援専門員がその他の者への技術的指導及び助言を実施。
- 地域定着支援台帳の作成
 - 利用者に面接によるアセスメントを実施し、作成。
 - （記載事項）
 - ・利用者の心身の状況
 - ・その置かれている環境
 - ・緊急時において必要となる家族、指定障害福祉サービス事業者、医療機関等の関係機関の連絡先 等
- 常時の連絡体制の確保等
 - 適切な方法により利用者との常時の連絡体制を確保。
 - また、居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握。
- 緊急の事態への対処等
 - ・緊急の事態等に、速やかに訪問等による状況把握を実施。
 - ・利用者の家族、関係機関との連絡調整、緊急一時的な滞在支援（指定障害福祉サービス事業者に委託可）等の措置。
- 掲示等 → 地域移行支援と同様。

※ その他、指定相談支援に係る指定基準と同様に、秘密保持、苦情解決、記録の整備等必要な事項について規定。

(3) 相談支援関係の事業者指定事務のポイント

① 指定権者

- ・ 指定 一般相談支援事業者 都道府県、指定都市、中核市
 - ※ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、指定都市、中核市に権限移譲されることに留意。
- ・ 指定 特定相談支援事業者 市町村
- ・ 指定 障害児相談支援事業者 市町村

②指定に当たっての基本的な考え方

ア 共通事項

- ・ 指定一般・特定・障害児相談支援事業所に従事する管理者、相談支援専門員等は、原則として専従としているが、指定一般・特定・障害児相談支援事業所間における職員の兼務は、業務に支障がないものとして認めることとし、一体的に指定できることとする。
- ・ 当該事業所内や、相談支援事業所以外の事業所・施設等との兼務については、実情を踏まえて判断すること。

イ 指定一般相談支援事業者

指定一般相談支援事業所の指定は、地域相談支援の種類（地域移行支援・地域定着支援）ごとに指定することとなるが、地域移行支援・地域定着支援はできる限り支援の継続性を確保する観点から両方の指定を受けることを基本とする。

ただし、他の事業所との連携等により適切に支援することが可能な場合には、地域移行支援のみ又は地域定着支援のみの指定を認めることとする。

ウ 指定特定・障害児相談支援事業者

(ア) 総合的に相談支援を行う者の要件

「総合的に相談支援を行う者」として厚生労働省令で定める基準（以下の3要件）に該当する者であること。（現行の特定事業所加算の要件（市町村からの委託要件等を除く）と同様。）

- 運営規定において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めていないこと。
ただし、事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合であっても、以下の場合を対象とする。
 - ・ 他の指定特定・障害児相談支援事業所と連携することにより、事業の主たる対象としていない障害の種類についても対応可能な体制としているとき。
 - ・ 身近な地域に指定特定・障害児相談支援事業所がないとき。
- 自立支援協議会に定期的に参加する等医療機関や行政との連携体制があること。
- 当該事業所の相談支援専門員に対し、計画的な研修又は当該事業所における事例の検討等を行う体制を整えていること。

(イ) 障害児の相談支援に係る指定の取扱い

障害児については、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービスについて一体的に判断することが望ましいことから、指定特定相談支援事

業所及び指定障害児相談支援事業所の両方の指定を受けることを基本とする。

この場合、当該事業所が障害児のみを対象とする場合は、運営規定において主たる対象者を障害児とする旨明記すること。（主たる対象者以外の者から依頼があった場合については、運営規定において主たる対象者を障害児としていることにより、正当な理由があるものとしてサービス提供を拒否できる。）

(ウ) 市町村直営の相談支援事業所に係る取扱い

指定特定・障害児相談支援事業者の指定については、民間法人のほか、市町村直営による場合も認められる（指定一般相談支援事業者も同じ）。

ただし、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画については、市町村が支給決定に当たって勘案するものであり、支給決定を行う組織そのものが指定事業所となることは整備法の趣旨に照らして望ましくない。

このため、市町村直営の場合には、支給決定を行う組織とは独立した体制が確保されている場合に限り、指定すること。

③その他指定に当たっての審査事項

- ・ 指定に係る人員基準及び運営基準を満たすものであること。
- ・ 指定に当たっての欠格事項に該当しないこと。

④公示事項

指定・廃止・指定取消の場合については、以下の内容について公示。

公示方法は、法律上、特に限定するものではないので、公示規則等で定めるところにより行う。

- ・ 指定等に係る事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - ・ 指定等に係る事業所の名称及び所在地
 - ・ 指定等の年月日
 - ・ 指定等に係る種類（指定地域移行支援・指定地域定着支援・指定計画相談支援・指定障害児相談支援の別）
 - ・ 事業の主たる対象者
 - ・ 事業所番号
- ※ 現行法の指定相談支援事業所については、施行日に、指定一般相談支援事業者の指定を受けたものとみなされるが、都道府県・指定都市・中核市においては、当該みなし指定に係る事業所についても公示すること。
- ※ この場合の指定に係る種類は、指定地域移行支援・指定地域定着支援。
- ※ みなし指定の対象となる事業者には、その旨あらかじめ周知しておくことが望ましい。

⑤その他

都道府県と市町村は、1つの事業所から複数の種類（指定一般・特定・障害児）の指定の申請があった場合等においては、指定に当たって必要な情報の共有を図ること。

（４）相談支援関係の事務処理要領（案）のポイント

① 計画相談支援

ア 計画相談支援の対象者

障害福祉サービスの申請をした障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請をした障害者。

ただし、介護保険制度のサービスを利用する場合には、障害福祉サービス固有の行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の場合で、市町村が必要と認めるとき求めるものとする。

イ 対象者の拡大方法

対象者の拡大に当たっては、①新規、②現行の計画作成対象者、③施設入所者を優先して拡大することとし、年次計画や個別の対象者の選定については、市町村が上記の優先対象を勘案して判断する。

※ 本年3月31日時点のサービス利用者に係るサービス等利用計画作成は、支給決定の更新時に上記の優先対象を勘案して順次対象とする。

※ 現行のサービス利用計画作成費の利用者は原則、本年4月から対象。

ウ 計画相談支援給付費の支給期間と継続サービス利用支援に係るモニタリング期間の設定

計画相談支援給付費の支給期間については、サービス等利用計画の作成月から支給決定を行うサービスの最長の有効期間の終期月までを基本とする。

また、継続サービス利用支援に係るモニタリング期間の設定に当たっては、当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の実施月の特定等のため、併せて当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の開始月と終期月を設定する。

※ モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の開始月

サービスの支給決定期間の終期月に継続サービス利用支援を実施することとした上で、当該者に設定されるモニタリング期間を踏まえ設定。

※ モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の終期月

原則、計画相談支援給付費の支給期間の終期月（サービスの支給決定期間の終期月）。

ただし、毎月実施する者は最長1年以内（新規利用又は支給決定の変更により著しくサービス内容に変動があった者については3ヶ月以内）で設定することを基本。

エ 計画相談支援に係る事務の流れ

- 市町村が申請者に文書により計画案の作成を依頼。
- 申請者が指定特定相談事業者と利用契約。
- 指定特定相談支援事業者が計画案を作成し、申請者に交付。
- 申請者が市町村に以下の3点の書類を提出。
 - ・ サービス等利用計画案
 - ・ 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書
 - ・ 計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書（契約した相談支援事業者の届け）
- 市町村がサービスの支給決定と併せて計画相談支援給付費の支給（モニタリング期間等を記載。）を通知。（受給者証に必要事項を記載）。

※ モニタリング期間の変更手続

- ・ 市町村が文書によりモニタリング期間の変更を通知。（併せて受給者証の提出を依頼）
- ・ 対象者からの受給者証の提出を受け記載を変更し対象者に返還。

※ 指定特定相談支援事業者の変更手続

- ・ 計画相談支援対象者が事業者変更の届出書を市町村に提出。（受給者証を添付。）
- ・ 市町村が受給者証の記載を変更し対象者に交付。

※ 支給の取消しの手続き

- ・ 市町村が支給を取り消す旨対象者に通知。（併せて受給者証の提出を依頼）
- ・ 対象者からの受給者証の提出を受け、取り消した旨記載し、対象者に返還。

オ 訓練等給付に係る暫定支給決定

- ・ 市町村は、サービス等利用計画案の提出があった場合には、当該計画案を踏まえて暫定支給決定を行う。
- ・ サービス提供事業者は暫定支給決定期間中のアセスメント結果を市町村と指定特定相談支援事業者に提出。
- ・ 市町村は、アセスメント結果、指定特定相談支援事業者のモニタリング結果を踏まえ、継続の可否を判断。
なお、当該サービスを引き続き利用する場合には、サービス等利用計画案の提出は求めない。

※ 上記のほか、モニタリング期間の設定の考え方（勘案事項、標準期間等）、サービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリングの取扱い等については、基本的に昨年10月31日の障害保健福祉主管課長会議においてお示した基本的枠組み案と同じである。

※ 障害児相談支援の手続き等についても、基本的には同様である。

② 地域相談支援

ア 給付決定手続

地域相談支援については、給付決定に当たって障害程度区分の認定は不要だが、対象者の状況を適切に把握する観点から、障害程度区分認定調査に係る項目を調査する。

なお、国庫補助事業である精神障害者地域移行・地域定着支援事業又は住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の支援対象となっている者は、平成24年4月からの個別給付への円滑な移行の観点から、当該調査を実施しないこととして差し支えない（精神障害者地域移行・地域定着支援事業の対象者については、地域相談支援給付決定を適切に行うため、個人情報保護に留意しつつ、対象者の状況について都道府県と情報共有を図ることが望ましい。）

ただし、給付決定の更新時には当該調査を実施する。

イ 対象者

(ア) 地域移行支援

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。

- ・ 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者

※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。

- ・ 精神科病院に入院している精神障害者

※ 申請者が精神科病院に入院する精神障害者の場合については、長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象とすることとするが、直近の入院期間が1年未満である者であっても、例えば、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象。

(イ) 地域定着支援

以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。

- ・ 居宅において単身で生活する障害者

- ・ 居宅において家族等と同居している障害者のうち、同居している家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、同居している家族等による緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
- ※ 障害者支援施設、精神科病院等から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。
- ※ 矯正施設退所者に係る支援に当たっては、地域定着支援センターと連携して対応すること。

※ 上記のほか、地域移行支援・地域定着支援の更新の取扱い等については、基本的に昨年10月31日の障害保健福祉主管課長会議においてお示した基本的枠組み案と同じである。

(5) サービス等利用計画・障害児支援利用計画等の様式例について

関連資料5（134～141頁）のとおり、サービス等利用計画・障害児支援利用計画等の様式例を参考までにお示しするので、都道府県におかれては、管内市町村及び相談支援事業者へ情報提供をお願いする。

なお、本資料については様式例であり、相談支援事業者がその他必要となる項目を盛り込むなど、適宜工夫して活用して差し支えない。

【様式例】※別途、電子媒体を情報提供する予定。

① サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案

※（別紙）申請者の現状（基本情報）を含む。

② サービス等利用計画・障害児支援利用計画

③ モニタリング報告書（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）

(6) 相談支援専門員に係る研修等

① 相談支援専門員に係る研修について

障害者自立支援法等の一部改正を踏まえ、平成23年度においては、新たに「法の円滑な施行準備のための研修」を実施したところである。

平成24年度以降の相談支援専門員の研修体系については、平成23年度における「法の円滑な施行準備のための研修」を初任者研修や現任研修のカリキュラムに組み込むなどの見直しを行うこととしている。

（当該研修に係る時間数については、現行の研修時間と同程度を想定。また、専門コース別研修は来年度においても引き続き実施。）

※ 指定計画相談支援、指定地域相談支援、指定障害児相談支援の提供に当たる者としての相談支援専門員に係る要件（実務経験及び研修要件）については、新たな告示を制定する予定。

具体的には、現行の相談支援専門員に係る要件と同じとするとともに、実務経験を満たす者で現行の初任者研修又は5年度ごとの現任研修を受講している

者は、指定計画相談支援、指定地域相談支援、指定障害児相談支援を行う相談支援専門員に係る要件を満たすものとして認めるものとする。

各都道府県におかれては、整備法の施行を踏まえて、相談支援の提供体制を計画的に整備していくことが必要となるため、相談支援専門員に係る初任者研修及び現任研修について、本年度から導入した研修事業者の指定制度の活用等により研修の拡大を図るなど、整備法の円滑な施行に向けて積極的に実施していただくよう、ご配慮をお願いする。

なお、平成24年度における「相談支援従事者指導者養成研修会(国研修)」については、以下のとおり実施する予定であるので、各都道府県におかれては、相談支援従事者等の中から適任者を推薦していただく等、ご協力をお願いする。

◆研修名	: 相談支援従事者指導者養成研修会(国研修)
◆日時	: 平成24年6月20日(水)～22日(金)
◆場所	: 国立障害者リハビリテーションセンター学院 (埼玉県所沢市並木4丁目1番地)

② サービス管理責任者に対する研修について

平成24年度の「サービス管理責任者指導者養成研修会(国研修)」については、以下のとおり実施する予定であるので、引き続き、適任者を推薦していただく等、ご協力をお願いする。

※ 児童発達支援管理責任者指導者養成研修会(仮称)(国研修)についても、合同開催する予定。

◆研修名	: サービス管理責任者指導者養成研修会(国研修)
◆日時	: 平成24年10月3日(水)～5日(金)
◆場所	: 国立障害者リハビリテーションセンター学院 (埼玉県所沢市並木4丁目1番地)

なお、平成24年度以降のサービス管理責任者の研修に係る要件の取扱いについては、昨年10月31日の障害保健福祉主管課長会議でお示しした内容のとおり、関係告示を改正する予定である。

都道府県においては経過措置の対象者数等を把握した上で、平成24年度における研修受講者数を見込んで、これらの者に係る研修を平成24年度中に確実に修了するための研修実施計画を作成すること。

※ 別途、経過措置の対象者数、研修受講見込み数、研修実施計画等について障害福祉課に報告を依頼する予定である。

(7) 基幹相談支援センターの設置・運営について

基幹相談支援センターの設置・運営の基本的な考え方については、これまでも基本的枠組み案においてお示ししてきたところであるが、今般、別添のとおり「地域生活支援事業の実施について」（平成18年障発第0801002号障害保健福祉部長通知）の改正案をお示ししたところである。

当該改正案においては、設置方法、業務内容、人員体制等について以下のとおりお示ししているところである。（その他資料（268頁））

①設置方法

基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情（人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等）に応じて最も効果的な方法により設置することができる。

②業務内容

- ア 総合的・専門的な相談支援の実施
 - ・ 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施
- イ 地域の相談支援体制の強化の取組
 - ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的指導、助言
 - ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等）
 - ・ 地域の相談機関との連携強化の取組（連携会議の開催等）
- ウ 地域移行・地域定着の促進の取組
 - ・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
 - ・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート
- エ 権利擁護・虐待の防止
 - ・ 成年後見制度利用支援事業の実施
 - ・ 障害者等に対する虐待を防止するための取組

③人員体制

基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。

また、基幹相談支援センターの運営に当たっては、市町村が行う相談支援事業に係る交付税措置に加え、地域生活支援事業費補助金の「基幹相談支援センター等機能強化事業（仮称）」として、専門的職員の配置や、上記イ及

びウに係る事業費について、国庫補助対象とする予定である。（その他資料（257頁））

※ 障害者虐待防止については、障害者虐待防止対策支援事業の国庫補助制度あり。

都道府県におかれては、地域の相談支援体制の強化を図るため、基幹相談支援センターの設置や機能強化が促進されるよう、管内市町村に対する助言等の必要な支援をお願いします。

（８）自立支援協議会の法定化について

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

今般の障害者自立支援法の一部改正により、自立支援協議会が法定化されたことを踏まえ、未だ自立支援協議会を設置していない市町村におかれては改めて設置について検討するとともに、既に設置している市町村におかれても、自立支援協議会の活性化に向けた取組をお願いします。

また、

- 障害者自立支援法の一部改正を踏まえ、
 - ・ サービス等利用計画等の質の向上を図るための体制
 - ・ 地域移行・定着支援の効果的な実施のための関係機関との連携強化
 - ・ 施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発
- 障害者虐待防止法の施行を踏まえ、障害者虐待防止のための関係機関との連携強化

が必要である。

都道府県におかれては、管内市町村に対して、地域の実情に応じて当該役割を担う専門部会の設置等についても、必要な助言等をお願いします。

なお、自立支援協議会については、別途、通知により技術的助言を行う予定である。

※ 今回改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。当該改正の趣旨を踏まえ、「第三期障害福祉計画（平成24年度～）」の作成に当たっては、自立支援協議会の意見を聴くよう努めること。

※ 市町村の自立支援協議会の設置状況（平成23年4月1日現在 速報値）

・ 平成23年4月1日現在 速報値

1,434市町村/1,619市町村 88.6%（岩手県、宮城県、福島県を除く市町村）
（都道府県は全て設置済み）

（参考）平成22年4月1日現在

1,485市町村/1,750市町村 84.9%

(9) 成年後見制度利用支援事業の必須事業化等について

成年後見制度利用支援事業については、障害者自立支援法等の一部改正により、本年4月から市町村地域生活支援事業の必須事業とされたところである。

また、本年10月に施行を予定している障害者虐待防止法においては、国及び地方公共団体は、成年後見制度の周知のための措置や成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない旨規定されたところである。

このような状況を踏まえ、来年度予算案においては、成年後見制度利用支援事業を盛り込むとともに、新たに、

- ・ 成年後見制度の利用促進のための普及啓発
- ・ 法人後見を行う事業所の立ち上げの支援

について、地域生活支援事業費補助金の補助対象とすることとしている。

都道府県におかれては、管内の全ての市町村において成年後見制度利用支援事業を実施するよう改めて周知徹底を行うとともに、成年後見制度の普及啓発等の取組が推進されるよう必要な支援をお願いします。

※ 「地域生活支援事業の実施について」（平成18年障発第0801002号障害保健福祉部長通知）の改正案を参照。（その他資料（271・278・281頁））

※ 平成24年4月時点における市町村の実施状況について調査予定（結果は公表予定）。

※ 成年後見制度利用支援事業の実施状況

- ・ 平成23年4月1日現在 速報値

755市町村/1,619市町村 46.6%（岩手県、宮城県、福島県を除く市町村）

（参考）平成22年4月1日現在

704市町村/1,750市町村 40.2%

(10) 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化に伴う現行の国庫補助制度の取扱いについて

地域生活支援事業費補助金の住宅入居等支援事業（居住サポート事業）及び地域移行のための安心生活支援事業については、一部の事業を除き、来年度から地域移行支援又は地域定着支援として個別給付化されることとなるが、整備法の施行時において地域における地域移行支援・地域定着支援の実施体制が十分でない場合については、実施体制が整備されるまでの間、引き続き地域生活支援事業費補助金のメニューとして補助対象とする予定である。

また、障害者自立支援対策臨時特例交付金の障害者を地域で支える体制づくりモデル事業についても、障害者の地域生活の24時間の支援体制については地域定着支援として、事業者間の調整を図るためのコーディネーターの配置については地域生活支援事業費補助金のメニューとして実施していくことが基本であるが、これらの事業への円滑な移行を図るため、平成24年度に限り、引き続き第四次補正予算に計上した障害者自立支援対策臨時特例交付金のメニューとして経過措置として延長する予定である。（関連資料 10（142頁））

13 障害者自立支援法等の一部改正における障害児支援の強化について

(1) 円滑な施行に向けた対応

整備法により、障害児支援については、身近な地域で支援を受けられるようにする等のため、平成24年4月から現行の各障害別に分かれた施設体系を再編し、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」にそれぞれ一元化することとし、併せて、障害児通所支援に係る事務の実施主体については、都道府県から市町村に移行することとしている。(児童福祉法の一部改正の概要、参考1 関連資料11(143～177頁))

各都道府県等においては、引き続き制度改正の内容について管内市町村や施設関係者等への周知や、各施設・事業所が新しい施設体系に円滑に移行できるよう必要な指導・助言をお願いするとともに、施行まで1ヶ月余りとなり、特に施行までに行わなければならない次の事項について、ひとつひとつ進捗状況を丁寧に確認していただき、障害児に対する必要なサービスが滞ることがないように、円滑な施行に向けて、引き続きご尽力を賜りたい。

なお、確認に当たっては、「障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正に伴う障害児通所支援等に係る事務の実施主体の移行について」(平成24年1月11日付障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡、参考2 関連資料11(178～190頁))及び「障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正に伴う指定に係る留意事項等について」(2月8日付同室事務連絡、参考3 関連資料11(191～205頁))等の関係通知・事務連絡を十分参照の上、施行事務の状況を点検するとともに、併せて、必要に応じて管内市町村に対する指導等をお願いしたい。

【確認事項(手続きが必要となるもの)】

ア 支給(給付)決定関係(平成24年4月1日付以降で支給(給付)決定を行うために事前に準備を進めておく必要があるもの。)

- 18歳以上の障害児施設入所者が障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を利用する場合の支給決定
- 重症心身障害児(者)通園事業の利用者であって、児童発達支援(又は放課後等デイサービス)を利用する場合の通所給付決定又は障害福祉サービスを利用する場合の支給決定
- 新規で障害児通所支援、障害児入所支援を利用する場合の給付決定
- 現在受けている支給決定の有効期間が平成24年3月31日までとなっている者であって、障害児通所支援を利用する場合の通所給付決定

※ 各都道府県においては、各市町村における実施主体の移行に伴う事務が終了した場合には、報告をお願いしたい。

イ 事業者指定関係(平成24年4月1日前でも指定の手続きを行うことができる。)

- 18歳以上の障害児施設入所者がいる施設に対する障害福祉サービスの指定
- みなし規定に定めのない別のサービスを実施する場合の当該サービスの指定
 - ・ 知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設(通所のみ)、肢体不自由児施設(通所のみ)において就学児童に対し支援を行う場合、放課後等デイサービスの指定が必要。
- 重症心身障害児(者)通園事業から移行する場合の指定
 - ・ 18歳未満の移行先として児童発達支援(又は放課後等デイサービス)の指定、18歳以上の移行先として障害福祉サービスの指定
- 施行日以降に、新規で障害児通所支援(保育所等訪問支援を含む)、障害児入所支援を開始する場合の指定

(2) 支給(給付)決定に当たっての留意事項

施行後においても必要なサービス提供が受けられるようにするため、整備法施行前に支給決定を受けている者については、施行日において同法による改正後の児童福祉法に基づく給付決定を受けたものとみなされる経過措置(整備法附則第23条、附則第26条、附則第30条)が講ぜられることになるが、(1)のアのように、平成24年4月1日付以降で支給(給付)決定を行うために準備を進めておく必要なケースがあるので、手続きに遺漏なきようお願いする。

なお、今回の整備法により、これまで都道府県等が行ってきた障害児通所支援の支給決定が市町村に移行されることから、一時的に市町村に通所給付決定の事務が集中したり、重症心身障害の判定など市町村に新たな業務が生じることも見込まれる。また、今般の整備法の趣旨等を踏まえ、各施設等においては、従来の障害種別に関わらず、原則、様々な障害を受け入れることを可能とし、それを報酬上評価する仕組みとなることから、都道府県及び市町村が給付決定する際には、これまで以上に適切に障害種別の特定を行うことが必要となる。

このため、都道府県等や市町村においては、連携を密にして、都道府県(児童相談所等)、医師等の助言・指導を受けられる体制を引き続き確保するとともに、1月11日付障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡

(参考2 関連資料11(178～190頁))においてお示ししたとおり、支給決定の有効期間が平成24年3月31日までとなっている者が引き続き障害児通所支援の利用を希望する場合であって、市町村の体制が整わない等の場合には、都道府県等が関係市町村と調整した上で、都道府県等が支給決定を更新し、関係市町村に引き継ぐなどの特段の配慮をお願いしたい。

なお、施行後当面は、給付決定に関する経過措置の取扱いにより、現行の支給決定の内容に基づき支援が継続されるものと考えられるが、給付決定の更新時、あるいは、ケースによっては現在利用中の児童(例えば、重症心身障害児)についても障害種別の特定に関し再度判定を行い、必要があれば見直しを行うなど、整備法の趣旨等を踏まえて、障害特性に応じた支援が提供されるよう努められたい。その際、都道府県(児童相談所等)においては、専門的意見の聴取を求められることも想定されるので、必要な協力等をお願いする。

(3) 事業者指定に当たっての留意事項

新しい施設体系への円滑な移行を考慮し、整備法施行前に指定を受けていた施設等については、一定期間(障害児通所支援事業にあっては、1年間とする予定。障害児入所施設にあっては、現にその施設が受けている指定の有効期間の残存期間。)、施行後においても改正後の児童福祉法の指定を受けたものとみなす取扱いを講ずるなどの事業者指定に関する経過措置(整備法附則第22条、附則第27条)を設けているが、(1)のイのとおり、手続きが必要なものがあるので、遺漏なきよう留意し、施行日までに必要な事業者指定の全てが完了するよう、お取り計らい願いたい。

なお、整備法による改正後の児童福祉法における障害児入所施設及び障害児通所支援の事業の指定基準については、平成24年2月3日付で公布されたところであり、併せて、2月8日付障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡(参考3 関連資料11(191～205頁))により、事業者の指定に係る留意事項等をお示ししたところである。事務連絡中には、特に事業者指定に当たって留意が必要なケースとして、①就学前児童と就学児童が混在して利用する児童デイサービスから移行する児童発達支援と放課後等デイサービスの取扱い(参考3 関連資料11(198頁))、②今回法定化される重症心身障害児(者)通園事業から移行する場合の特例的な取扱い(参考3 関連資料11(198・199頁))、③同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の障害児通所支援を実施する場合の取扱い(参考3 関連資料11(197・198頁))、並びに④18歳以上の障害児施設入所者への対応として障害児入所施設と障害福祉サービスを一体的に実施する場合の取扱い(参考3 関連資料11(204～205頁))が明記されているので、それらの内容を十分に理解した上で、指定の手続きに当たられたい。

なお、先般の全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)において、児童

発達支援及び放課後等デイサービスの従事者の職種について、従来の指導員を「児童指導員」に変更する旨、ご連絡したところであるが、児童デイサービスからの円滑な移行や身近な地域で支援が受けられるよう、基盤整備の拡大を図る観点から、変更は行わず従来どおり「指導員」としているのをご留意をお願いする。

(4) 報酬について

平成24年4月以降の新しい施設体系に適用される報酬については、本年1月31日に「障害福祉サービス等報酬改定の概要」(障害福祉サービス等報酬改定検討チーム)として取りまとめられ、現在、報酬告示案についてパブリックコメントを実施しているところである。

なお、障害児支援に係る報酬のポイントは、次のとおりである。

- ① 現行の障害児通所施設・障害児入所施設等が新体系に円滑に移行できるように現行の水準を基本に報酬を設定しつつ、様々な障害を受け入れることができるよう報酬上評価。
- ② 児童発達支援管理責任者は、別途専任で配置した場合に加算。
- ③ サービス利用時間に応じて障害児通所支援の報酬を設定。
- ④ 放課後等デイサービスの学校から事業所への送迎を報酬上評価。
- ⑤ 障害児入所支援の小規模グループケアによる療育や心理的ケアを報酬上評価。
- ⑥ 18歳以上の障害児施設入所者が引き続き必要なサービスが受けられるように配慮。

各都道府県等においては、パブリックコメントの最中ではあるが、施行まで間がないことから、こうした内容について、管内市町村や施設関係者等への周知をお願いしたい。

また、障害児支援の報酬に係る基本的な事項について、「障害児支援に係る報酬(Q&A)について」(参考4 関連資料11(206～216頁))を作成したので、参考とされたい。

障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金については、平成23年度第4次補正予算において積み増しし、平成24年度末まで延長したところである。これまで基金事業で実施してきた「事業運営安定化事業」のうち障害児施設については、現に助成対象となっている施設のみを対象に24年度限り継続することとしたので、申し添える。

(5) 肢体不自由児通園施設に係る障害児施設医療費の取扱い

障害児通所支援の事務には、現行の肢体不自由児通園施設に係る障害児施設医療費に関する事務も含まれており、今回の改正により市町村に移行されることになるため、公費負担者番号及び受給者番号を変更する必要がある。このため、関係施設においては、平成24年4月以降に医療費を請求するに当たって、こうした変更に十分留意することが必要であるが、番号変更に伴う手続きの詳細については、現在、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会と調整しているところであり、内容については別途お示しする。

14 障害者虐待防止対策について

昨年6月に障害者虐待防止法が成立したところであり、本年10月の施行に向けて、障害者虐待防止のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題である。

このような状況を踏まえ、来年度予算案における障害者虐待防止対策支援事業については、引き続き地域の関係機関の協力体制の整備、家庭訪問、関係機関職員への研修等を実施するとともに、新たに障害者虐待防止法における通報義務等の制度の周知等の普及啓発事業を盛り込み、4.2億円を計上したところである。また、障害者虐待防止・権利擁護事業費（国研修。本年6～7月頃実施予定。）についても、予算案に計上したところである。（関連資料12（217～218頁））

これらの事業のうち、関係機関職員への研修事業及び障害者虐待防止法における通報義務の周知等の普及啓発事業については、障害者虐待防止法の円滑な施行のため、引き続き、定額補助によることとしている。

については、「障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）に向けた対応」（関連資料12（221～222頁））を参考に障害者虐待防止対策支援事業の活用等により体制整備を進めるとともに、都道府県におかれては、管内市町村に対し、市町村職員向けの研修の実施や関係機関との連携強化を図るための会議の開催、その他円滑な施行に向けた助言・指導を実施するなど、障害者虐待防止法の円滑な施行に向けた支援をお願いする。

また、今後、自治体における障害者虐待防止の体制整備の状況（本年4月及び10月調査（2回））及び障害者虐待の状況等（平成25年4月調査（本年4月～来年3月までの状況））について調査を実施することとしているので、当該調査への協力方よろしくをお願いする（調査内容（案）については関連資料12（223～227頁））。

15 身体・知的障害者相談員への委託による相談援助の市町村への権限移譲について

地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）において、住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにすることが必要不可欠であるとの基本的な考え方から、都道府県（指定都市・中核市）の身体・知的障害者相談員への委託による相談援助は、市町村へ移譲するとともに、広域的に行う必要があるものについては、都道府県が自らその事務を行うことを妨げないこととされたところであり、昨年8月に、当該内容を盛り込んだ「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、本年4月に施行される予定である。（関連資料13（229頁））

このような状況を踏まえ、これまでの都道府県に対する身体・知的障害者相談員の委託費に係る交付税措置については、来年度から、新たに市町村に対して交付税措置がなされる予定であるが、広域的に行う必要があるものについては都道府県が自らその事務を行うことを妨げないこととされたことから、引き続き都道府県に対しても交付税措置がなされる予定である。

なお、現在、地域生活支援事業費補助金により都道府県が実施している「身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業」における研修会については、広域的に行う必要があることから、引き続き、都道府県を実施主体とする予定である。

身体・知的障害者相談員は、障害者や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を担っており、障害者自立支援法に基づき市町村が行う障害者等へのピアカウンセリングの実施や、相談支援事業者が障害者自立支援法等の一部改正による計画相談支援や地域移行支援・地域定着支援を提供するに当たって当事者や家族の目線に立った相談支援の実施に協力するなど、その役割は今後一層期待される。

都道府県におかれては、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合には自ら委託する等適切に対応していただくとともに、管内市町村に対し身体・知的障害者相談員による相談援助の充実が図られるよう必要な助言を行うなど、特段のご配慮をお願いする。

16 障害者の地域生活への移行について

(1) 施設入所者の地域生活への移行状況について

都道府県が定める第2期障害福祉計画においては、平成23年度末までに、平成17年10月からの地域生活移行者数を2.1万人見込むとともに、平成17年10月の施設入所者数を1.2万人削減することを見込んでいる。

今回の調査結果をみると、地域生活移行者数の累計は、今回の4,836人^{*}を加えて、既に当該見込み数を上回る2.9万人^{*}となっている一方で、新規に施設に入所する者が毎年7~9千人^{*}いることから、施設入所者の削減数の累計は約9千人にとどまっているところである。

各都道府県におかれては、第1期障害福祉計画及び第2期障害福祉計画の実績並びに今回の調査結果を分析し、第3期障害福祉計画期間において、グループホーム、ケアホームなどの住まいの場の確保や地域における安心した暮らしを支える支援体制の整備など更なる地域移行の取組の強化をお願いする。

※ 調査に対して回答のあった施設に係る数値

(2) グループホーム、ケアホームについて

①グループホーム、ケアホームの整備について

障害者の地域生活への移行を促進するためには、地域における住まいの場であるグループホーム、ケアホームを確保することが重要である。

都道府県が定める第2期障害福祉計画においては、平成23年度末までに全国で8.3万人がグループホーム、ケアホームを利用することが見込まれているところであるが、地域によってはグループホーム、ケアホームの整備が計画どおりに進んでいない実態が見受けられる。

このような状況を踏まえ、障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）の対象事業のうち、賃貸物件の改修費用に対して助成を行う「障害者自立支援基盤整備事業」やアパート等の借りに伴い必要となる敷金・礼金に対して助成を行う「グループホーム、ケアホームへの移行促進事業」などグループホーム等の設置に関する助成事業については、平成24年度に限って延長することを予定しているため、各都道府県におかれては、これらの助成制度も活用しながら計画的な整備を行っていただくようお願いする。

②グループホーム、ケアホームの体験利用等について

入所施設や精神病院等から地域生活への移行を円滑に進めるためには、地域での生活に徐々に慣れていくことが重要であると考えられる。このため、入所又は入院中の段階から宿泊等の地域生活の体験ができるよう、平

成 2 1 年 4 月の報酬改定において、グループホーム、ケアホームの体験入居の仕組みを創設したところである。

グループホーム、ケアホームの体験入居の利用状況については、国民健康保険団体連合会による介護給付費等の支払実績によれば、平成 2 2 年 1 0 月の利用者数 5 1 8 人（グループホーム 1 5 6 人、ケアホーム 3 6 2 人）に対して、平成 2 3 年 1 0 月の利用者数は 6 7 0 人（グループホーム 1 9 0 人、ケアホーム 4 8 0 人）となっており、着実な増加が認められるところであるが、今後とも各都道府県におかれては、本制度の周知などその利用の促進に努められたい。

また、障害者自立支援法の一部改正に伴い、平成 2 4 年 4 月から実施される地域移行支援においては、入所施設や精神科病院等の入所者・入院者を対象として、日中活動サービスや 1 人暮らしに向けた宿泊等の地域生活の体験利用についても報酬上評価することとしているので、自立支援協議会の活用などこれらの着実な実施に向けて協力及び特段のご配慮をお願いしたい。

（参考）体験入居者の推移

	平成 2 2 年 1 0 月	平成 2 3 年 1 0 月	増 減
グループホーム	1 5 6 人	1 9 0 人	3 4 人
ケ ア ホ ー ム	3 6 2 人	4 8 0 人	1 1 8 人
合 計	5 1 8 人	6 7 0 人	1 5 2 人

③グループホーム、ケアホームの利用の際の助成について

障害者自立支援法の一部改正により、平成 2 3 年 1 0 月 1 日からグループホーム、ケアホームを利用している障害者に対して、月額 1 万円を上限に居住に要する費用の助成を行っているところである。

今般、グループホーム、ケアホームにおける制度施行後の家賃の額の状況等を把握することを目的として行ったアンケート調査の結果を関連資料 14（2 3 3 頁）のとおりとりまとめたので、参考にされたい。

なお、今回の調査では、5 2 事業所について 1 0 月以降の家賃の値上げが確認されたところであるが、これらの事業所の主な改定理由は、住環境の改善に伴うケースや近傍同種の住宅等の家賃との均衡に配慮したものであるとの報告を受けている。

今後とも各都道府県におかれては、障害者自立支援法第 4 6 条第 1 項に基づく家賃の改定に係る届出等があった場合には、家賃を改定する理由、利用者に対する説明が適切になされているか、その同意を適正に取っているかということの確認等を行い、不適正な家賃の改定がなされないよう適切な対応をお願いする。

④ グループホーム、ケアホームの防火安全対策について

グループホーム、ケアホームの防火安全対策については、従前からその徹底をお願いしてきたところであるが、平成22年3月に実施した全国調査においては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める非常災害に際しての具体的計画が未策定な共同生活住居、定期的な避難訓練が未実施の共同生活住居が各々20%を超える実態等が見受けられたところである。

このような状況を踏まえ、平成22年6月に「障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全対策の徹底について」（平成22年6月25日付け障害福祉課事務連絡）により、非常災害に際しての具体的計画の策定、定期的な避難訓練の実施等についてお願いしたところであるが、引き続き、これらの防火安全対策の徹底についてお願いする。

また、平成21年4月施行の消防法施行令の改正に伴い新たに義務付けられたスプリンクラー設備、自動火災報知設備等の既存のグループホーム、ケアホームへの設置に関する経過措置については、平成24年3月をもって終了することとなる。

このため、設置が義務づけられた全てのグループホーム、ケアホームにおいて、これらの消防設備等が確実に設置を終えてるかどうか入念的に確認するとともに、未設置の事業所には、早急に設置するよう指導徹底をお願いする。

併せて、設置義務のないグループホーム、ケアホームについても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金や障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）の活用等により、その設置の促進に努められたい。

⑤ 矯正施設等を退所した障害者等の地域生活への移行支援策について

矯正施設等を退所した障害者等については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、必要とする福祉サービス等を受けていない者が少なくない状況が明らかになっている。

このため、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行を支援するため、地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、退所後の福祉施設等への受け入れ調整を行っているところである。

グループホーム、ケアホーム、宿泊型自立訓練及び施設入所支援において、これらの者を受け入れ、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、これまでも報酬上評価（「地域生活移行個別支援特別加算」）してきたところであるが、より一層の支援の充実を図る観点から、今般の報酬改定において施設入所支援で受け入れる場合の算定要件の緩和を行うこととしている。

(参考) 「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」(抄)

●地域生活移行個別加算の算定要件の見直し

[現行] 精神科を担当する医師による定期的な指導が月2回以上行われていること。

[見直し後] 精神科を担当する医師による定期的な指導が月2回以上行われていること(当該施設の運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る。)

また、グループホーム等で受け入れる前段階の体制の整備等に対しては、障害者自立支援対策臨時特例交付金(基金)における「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業」で支援してきたところであるが、当該事業についても平成24年度に限って延長することを予定している。

なお、これらの支援の対象は、矯正施設(刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院)や更正保護施設の退所等の後、3年を経過していない者のほか、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者も含まれるので留意されたい。

各都道府県におかれては、これらの措置の管内市町村や事業者への周知等をお願いするとともに、地域の相談支援事業所と緊密に連携の上、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への円滑な移行を促進するための積極的な取組をお願いする。

(参考) 地域生活定着支援センター整備状況

平成21年度に開設	11自治体
平成22年度に開設	27自治体
平成23年度に開設	7自治体(平成23年12月現在)
合計	45自治体(平成23年12月現在)
※ 未設置県	福島県、新潟県

(3) 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について

障害者が入所施設等から地域において生活を送るためには、まずは住まいの場の確保が重要である。

このため、厚生労働省と国土交通省が協力し、両省における住まいの場の確保策をまとめた「障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について」(平成21年11月12日厚生労働省社会・援護局地域福

祉課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知)を发出し、福祉部局と住宅部局の連携による障害者の住まいの場の確保の取組をお願いしたところである。

障害者の住まいの場の確保のためには、公営住宅のグループホーム、ケアホームとしての活用や公的賃貸住宅、民間賃貸住宅への入居促進等が重要であるため、引き続き、福祉部局と住宅部局との連携による取組の強化をお願いする。

また、国土交通省においては、平成24年度予算案において、民間住宅の空き家を有効活用する観点等から、民間住宅について障害等に対応した改修費用の一部を支援する事業(「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」)を実施することを予定しているため、住宅部局など関係部局と連携の上、これらの制度の周知及び活用についてもご検討いただきたい。

(4) 平成24年度報酬改定に係る疑義回答について

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の内容等に関して、各都道府県の担当者等から疑義照会が集中している事項(グループホーム、ケアホーム及び宿泊型自立訓練に関する事項に限る。)について、関連資料14(239～243頁)のとおり考え方をまとめたので、管内市町村、指定障害福祉サービス事業所及び関係団体等への周知について配慮願いたい。なお、今回示すものは、各自治体における報酬の請求に関する届出様式等の改正事務に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、関連通知等を改正する過程において変更等があり得ることに留意願いたい。

17 発達障害者への支援について

「発達障害者支援法」（平成17年4月より施行）に基づき、厚生労働省においては、発達障害者に対する乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した支援の推進を図ってきたところである。

平成24年度は引き続き、地域支援体制の整備に取り組むとともに、震災により見出された課題への対応、支援が不足している分野に重点を置いて施策を実施する等、発達障害者支援の一層の充実に向けて取組を行っていくこととしている。（関連資料15（244頁））

（1）発達障害の定義について

発達障害は従来より障害者自立支援法の対象として取り扱われてきたところであるが、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）により、発達障害は精神障害に含まれるものとして障害者自立支援法に明記されたところである（公布日（平成22年12月10日）施行）。

また、児童福祉法についても改正され、法律上発達障害が障害児に含まれることとされたところである（平成24年4月1日施行）。

なお、従来の取扱いのとおり、発達障害者への障害者自立支援法・児童福祉法に基づくサービスの適用に関しては、身体障害者を除いて、手帳所持は同法の個々のサービス提供の要件ではないため、手帳所持の有無によらず発達障害者に関してもサービスの対象となり得るものである。

各都道府県・指定都市におかれては、再度、管内市町村及び発達障害者支援センター等の関係機関への周知をお願いする。

◆発達障害の定義

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等の通常低年齢で発現する脳機能の障害（発達障害者支援法第2条）

※ I C D - 1 0（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）における F80-98 に含まれる障害（平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知）

(2) 平成24年度予算案に計上した主な事業について

①平成24年度予算案の概要

平成24年度予算案においては、引き続き、

- ・発達障害者支援の関係機関等によるネットワークの構築、ペアレントメンターの養成やコーディネーターの配置、発達障害特有のアセスメントツールの導入促進（発達障害者支援体制整備事業）
- ・発達障害児の早期発見・対応のための巡回支援（巡回支援専門員整備事業）

等により、発達障害のある人やその家族への地域における支援体制の強化を図るとともに、

- ・発達障害者1人1人のニーズに対応する有効な支援手法の開発や情報提供（発達障害者支援開発事業）
- ・発達障害者支援に携わる専門的な人材の育成（発達障害者支援者実地研修）

等の支援の質の向上を図るための経費を盛り込んだところである。

また、これらに加えて、平成24年度では、次のア～ウの新規事業等に係る経費も併せて計上したところである。（関連資料15（245頁））

ア. 災害時支援の推進

発達障害のある方は、環境の変化への適応が難しく、また、周囲の様子に想像以上に敏感又は鈍感であるなどの特性があり、昨年発生した東日本大震災においては、避難所の中に居られず、自動車での生活や、被災した自宅に戻るなどの事例が見られたところである。

このような状況から、東日本大震災では、発達障害児・者支援においては、災害時の居場所の確保や必要なニーズの把握、支援の継続等が課題としてみられたため、今後は、震災等の災害の事前準備として、災害が発生した際に、迅速に発達障害児・者の支援ができる体制等の整備が必要となっている。

このため、発達障害者への災害時支援として、

○発達障害者に対する災害時支援整備事業

被災地などにおいて、発達障害者支援センター等の関係機関の連携による災害時の対応や、避難場所の確保などの災害時の支援に効果的な方法等をマニュアルとしてとりまとめる事業を実施する。

（関連資料15（246頁））

○災害時の障害福祉サービス提供体制の整備事業

災害時の障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急の受入が可能となる設備等を備えた防災拠点等の整備を行う事業を実施し、長期間の避難所等における避難生活において適切な支援を行うために必要な備品等（パーテーション、仮設テントなど）を備えた防災拠点スペースを整備する。（関連資料7（126頁））

については、災害時において、発達障害の特性に応じた適切な対応が可能となるよう、これらの事業を活用されたい。

イ. 早期発見・早期対応の充実

発達障害児を早期に発見し、早期から継続して支援を行っていくことは重要であることから、発達障害等に関して知識を有する専門員が保育所等を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行う「巡回支援専門員整備事業」について、実施市町村の拡大を図ることとしている。

具体的には、平成24年度予算案において、実施市町村数を66カ所から113カ所に拡大するものであり、都道府県におかれては、管内の市町村に対し、本事業の周知や必要な指導等を引き続きお願いする。（関連資料15（247頁））

なお、今般の児童福祉法の一部改正により、身近な地域で療育が受けられるよう、従来の通所施設等については、児童発達支援に一元化される場所であり、本事業で発見された発達障害を含む障害児が必要に応じて児童発達支援で行う療育に円滑に引き継がれるよう、関係機関・施設等と密接に連携を図って取り組まされたい。

ウ. 国立障害者リハビリテーションセンターにおける支援手法の開発

国立障害者リハビリテーションセンターでは、平成24年度において、発達障害者の就労支援に関する支援手法の開発及び相談機能のあり方について検討し、これまでのモデル事業の成果を踏まえつつさらに事例を積み重ねるため、発達障害者就労支援普及・定着化事業を実施することとしている。

また、秩父学園では、家族短期入所や訪問支援等を通じて、発達障害児とその家族に対する支援プログラムの開発を行い、地域生活支援のモデル事業を実施することとしている。

なお、発達障害支援に関する国庫補助事業については、平成17年度から実施しているところであるが、未だに活用されていない県もあり、これまでの実施状況等を確認のうえ、一層の取組をお願いしたい。

（関連資料15（248頁））

また、既存の事業についても、定期的に事業の実施状況を把握・検証し、必要であれば見直しを行う等により、発達障害支援策の一層の充実を図られたい。

(3) 発達障害に係る研修

発達障害施策に携わる職員に対する研修については、国立障害者リハビリテーションセンター学院において、発達障害者支援センター職員、市町村等の発達障害関係職員向けの研修をそれぞれ年2回実施しているところである。

平成24年度は、「発達障害特性の理解」、「発達障害児への支援」や「発達障害者の生活・就労支援」などの各ライフステージに応じた支援方法や専門的技術についての研修のほか、「アセスメントツールの活用」や「巡回支援の相談技術」などを内容とする研修を実施する予定であるので、発達障害者支援センター職員等の積極的な参加をお願いするとともに、地域における指導的な役割を担う人材の確保について、引き続き努められたい。

(関連資料 15 (249頁))

また、平成22年度から、国が指定した施設において、発達障害者支援センターに従事する職員等の資質向上を目的とした「発達障害者支援者実地研修事業」を行っているところであるが、今年度の参加状況を踏まえ、研修受講方法の一層の弾力化を図るなど、研修希望者が参加しやすい研修内容とする予定であるので、この事業の積極的な活用も併せてお願いしたい。

(4) 「世界自閉症啓発デー」への対応

毎年4月2日は、平成19年12月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、引き続き、関係団体等と連携して、広く一般国民への普及啓発を実施することとしている。

(関連資料 15 (250頁))

平成24年度においては、具体的に、

- ・東京タワーブルーライトアップ (平成24年4月2日 (月))
 - ・世界自閉症啓発デー2012・シンポジウム (平成24年4月7日 (土))
- を実施する予定である。

また、民間団体においても、全国の複数のシンボルタワー等でライトアップを実施することとしており、厚生労働省においても、こうした取組に対し後援を行うこととしている。

このライトアップについては、世界のいくつかの国においても世界自閉症啓発デーに賛同し、その日に合わせて同様の取組を名所旧跡において行っているところであるので、こうした経緯などをご理解の上、活動へのご協力をお願いしたい。

また、各自治体には、「平成24年度「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」にかかる普及啓発の推進について」(平成24年1月19日付障障地発0119第1号)(関連資料 15 (251～254頁))により協力依頼をさせていただいているところであるが、このようなライト

アップのほか、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、広く一般市民の関心を高め、地域住民への発達障害の理解が促進されるような啓発イベント、シンポジウムセミナーの開催等、地域の実情に応じた創意工夫による普及啓発を積極的に実施されたい。

なお、同通知で依頼させていただいているとおり、地方における取組についても、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会の公式サイト等に掲載し、広く周知することとしているので、2月24日（金）までに情報提供をお願いする。

◆世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

(<http://www.worldautismawarenessday.jp/>)

世界自閉症啓発デーの制定や、地域における取組等に関する情報を提供

（５）発達障害者雇用開発助成金について

発達障害者の就労支援施策として、発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、平成21年度より「発達障害者雇用開発助成金」を創設し、発達障害者のうち障害者手帳を所持していない者をハローワークの職業紹介により新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対し助成を行っているところである。

平成22年10月1日からは、支給要件のうち、地域障害者職業センターにおける職業評価を受けたことについては廃止されるなど、要件の緩和が行われたところ。（関連資料15（255頁））

発達障害者支援センター等において、本人向けのリーフレット等を活用し本事業の周知にご協力いただくとともに、ハローワーク等と連携するなどの本事業の効果的な実施についてのご協力をお願いしたい。

◆本人向けリーフレット（厚生労働省ホームページ内）

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha/pdf/hattatsu_leaflet02.pdf

18 重症心身障害児者の地域生活モデル事業について

障害が重度であっても、地域の中で障害のない人とともに、分け隔てなく生活できる共生社会の実現が求められている。特に、在宅で生活している重症心身障害児者とその家族が、地域で安心、安全に暮らせるための支援体制の整備が必要である。

このため、平成24年度予算案において、「重症心身障害児者の地域生活モデル事業」を創設し、地域の医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携して、在宅の重症心身障害児者とその家族に対して総合的に支援する体制整備を先駆的に行い、その成果をモデルとして全国に発信することとしている。

なお、本事業は、重症心身障害児者やその家族に対する地域生活支援体制の整備に先駆的に取り組む団体等に対して、公募により助成を行うものであり、具体的な採択要件等については別途お示しする予定であるが、事業については以下の内容を予定している。

については、管内の関係団体等に対して、周知や必要な指導等を適宜お願いしたい。

(事業内容)

(1) 重症心身障害児者地域生活モデル協議会の設置

重症心身障害児者支援の中核機関である医療型障害児入所施設等に地域生活支援コーディネーターを配置するとともに、当事者、行政、医療、福祉、教育等の関係機関で構成される協議会を設置し、協働により、①重症心身障害児者等の実態把握、②地域資源の評価、③必要な支援体制・連携の構築、④サービス等の開発・改善等の協議 等

(2) 重症心身障害児者やその家族に対する支援強化事業

専門家チーム等による在宅重症心身障害児者や家族への助言・指導、親の会等による家族サポート（きょうだい支援を含む）等

(3) 地域における支援力向上事業

専門家チーム等による地域の医療機関、障害福祉サービス事業所、保育所や学校等に対する支援技術等の専門研修又は実地指導 等

(4) 地域住民に対する普及啓発事業

地域住民、店舗等の社会資源に対する重症心身障害に関する理解の促進 等

(参考)

- ・実施主体 国（公募により団体等へ補助（5か所））
- ・補助率 定額（10／10）